

平成 2 0 年 9 月 8 日 (月曜日) 第 3 回定例会

出席議員 (1 8 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 0 番	柏 倉 信 一	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長)
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 市 民 生 活 課 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 建 設 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員 長	兼 子 良 一 入 振 監 査 委 員 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

平成 20 年 9 月 第 3 回定例会

議事日程第 3 号

第 3 回定例会

平成 2 0 年 9 月 8 日 (月曜日)

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、9 月 4 日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成 20 年 9 月 8 日 (月)

(第 3 回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	高校入学選抜について	本市における公立・私立高校の入学選抜の現況について 推薦入学の現況と課題について	7 番 木 村 寿太郎	教育委員長
9	耐震対策について	市建築物耐震改修促進計画について (イ)策定のスケジュールの市民の意見反映 (ロ)対象物件の現状 (ハ)一般住宅の診断及び改修に対する支援策 (ニ)事業費の概算 (ホ)第 3 次地震防災緊急事業 5 カ年計画の見直しについて	16 番 川 越 孝 男	市 長
10	フローラ SAGAE 3 階改修に伴う課題について	市庁舎の耐震改修の早期実施について 再度、議会に対する説明のあり方について		市 長
11	市立病院の改革プランについて	郷間正観氏の常設展示について 策定の方法及びスケジュール 策定委員の構成 医療サービスを受ける側の意見反映策 財政面だけでなく地域医療を基本としたプランとすべきであると思うが、基本的な方向性		市 長
12	エコ政策について	家庭用ソーラー発電機設置に対する支援策の導入について		市 長
13	原油高騰対策について	市民生活の安定を図るために、冬季の灯油高騰に対する支援について (イ)低所得世帯への支援をどう進めるの	12 番 松 田 孝	市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
14	農地政策の展開方向について	<p>か</p> <p>(口)福祉施設運営事業者への冬季暖房燃料費の助成について</p> <p>資材・肥料・燃料等の価格高騰で苦慮する農業者への支援について</p> <p>転作田・遊休農地を利活用しての「菜の花エコプロジェクト」推進について</p> <p>国は5年をめどに遊休農地、荒廃農地を解消するとしているが、本市の解消計画は</p>		<p>市長</p> <p>農業委員会会長</p>
15	がん対策推進計画を受けての取り組みについて	<p>がんの予防に対する取り組みについて</p> <p>がんの早期発見のためのがん検診の取り組みについて</p> <p>がん知識の普及と情報共有のためのがん手帳の発行について</p> <p>がん対策推進条例の制定について</p> <p>市立病院における緩和ケアの取り組みについて</p>	17番 那 須 稔	市長
16	妊産婦健康診査の取り組みについて	<p>ヒトT細胞白血病ウイルスI型抗体検査の導入について</p> <p>産前・産後歯科健康診査の導入について</p>		市長

木村寿太郎議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 8 番について、7 番木村寿太郎議員。

〔 7 番 木村寿太郎議員 登壇 〕

木村寿太郎議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また多くの市民の要望を受け、通告してある課題について質問いたします。

中学から高校への入学が全員であると言われてから既に30年以上も経過し、高校教育に対する社会のニーズが大きく変化してきていると思われます。

急激に少子化が進む中で、すべての生徒に高校教育を保障することが優先された時代から、それぞれの生徒にあったさまざまな教育の場を提供することに重点が置かれるようになってきており、高校入学選抜の果たすべき役割がなお一層重要になってくるのではないのでしょうか。

全国的にも予想以上に少子化が進み、通学区域の見直し、受験機会の複数化、推薦入学においては学校裁量の拡大、学力検査における学校単独による独自の問題の活用など、幅広い視点からの選抜方法の見直しが検討され、実施されてきております。

山形県の平成20年3月、19年度に当たるわけですが、高校進学率は98.8%、就職率が0.2%、高校進学者、専修学校進学者、就職者以外のいわゆる浪人などによる不詳等が0.6%であり、ほとんどの中学生が高校へ進学する状況にあります。

しかし、一方では中学校の卒業生が本年3月に1万2,092名であるのに対し、5年後の平成25年3月の卒業予定者は1万1,000名と約1,000名以上の生徒の減少が見込まれております。たった5年で高校の数にすれば、2校分に相当するくらいの減りが予想されます。

先日、9月2日県教育庁高校教育課からの西村山地区の高校再編について、議員懇談会の席で説明がありました。やはり学級減だけでは対応ができなくなり、本年中に学識経験者や地域の代表による西村山検討委員会を立ち上げ、平成21年11月か12月に中間報告をし、26年4月あたりをめどに西村山地区の高校再編を行いたいとの説明がありました。

さて、本市においても教育振興計画が策定されてから3年目を迎えております。本市の平成10年度の中学の在校生徒数が1,694名であったのが、いわゆる10年後である本年度は、陵南中が710名、陵東中が446名、陵西中が205名、合計1,361名と数にして333名、約2割の減です。特に陵西中の生徒数は陵南中の3分の1、陵東中の半分にも満たず、学区間にも地域格差がだんだん広がってきており、将来は学力格差などによる影響が出なければと懸念されます。

今、全国的にみても、入学者選抜は中学校で学習した成果を評価することはもちろん大前提ですが、生徒が自由に進学しようとする学校を選択し、希望するだれもが受験の機会を得られるようにするという考えから、全員が学力検査を受験する制度に改めている都道府県がふえてきております。その中でも前期、後期の募集を行っている都道府県が16県あり、一期二期という名称で行っている県が1県あります。

さて、そんな状況を踏まえ、教育委員長に第1点目をお伺いいたします。

高校一般入学者選抜の概要と、本市における高校への進学率、就職率、いわゆる不詳（浪人の率）

など、公立と私立の進学率はどのように変化してきているのか。また、他の地区と比較して、成績はどのようなレベル状態なのかお聞きします。

そんな中、中体連も終わり、いよいよ高校入学選抜試験の本番に向けてスタートするわけですが、先日県の資料を見せてもらったのですが、高校入学後の中退者が余りにも多く、ちょっと驚いているところです。平成19年度分は11月にならないと正式に発表にならないようですが、平成18年度の中退者が高校在籍者数3万8,140名中、公立では346名、私立では277名、合計623名、全国平均の2.2%よりはちょっと低いですが、全体の1.6%にもなっているということです。しかし、中途退学者の主な理由が別の学校への入学希望、就職を希望、人間関係がうまく保てない、もともと高校生活に熱意がない、学校の雰囲気合わない、この五つの理由が中退者の半分以上を占めており、進学志望校を選択するときのミスマッチのような気がするのには私ばかりではないと思います。

大変古い話で申しわけないのですが、私たちの高校入試のころは、今思うと学校側が一方向的に生徒を選び、生徒は選ばれるだけというイメージが強かったような気がします。しかし、時代背景や教育環境は大きく違ったでしょうが、こんなに多くの中退者はいなかったのではないのでしょうか。最近は推薦入学制度により、それぞれの高校が求める生徒像、学校側の期待する生徒の姿といった教育目標などを公表し、生徒たちはそれらを参考に自分に合った学校を積極的に選択志願し、学校側と生徒側がお互いに選び合うという形に移行してきているのかと思われまます。

ここで、第2点目をお伺いいたします。

本県においても、昭和54年から推薦入学制度が、職業科いわゆる工業、商業、農業科などで始まり、平成10年度から普通科推薦入学制度が始まったと聞いておりますが、推薦入学制度の現在の概要、そして本市における現況と今後の課題についてお聞きし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

高校入学選抜についてお答えをいたします。

高校入学選抜には、制度的には一般入学者選抜、推薦入学者選抜、中高一貫教育における連携型入学者選抜及び定時制の課程における成人の志願者の選抜の4種類がありますが、本市の中学生にかかわってくる選抜方法は、一般入学者選抜並びに推薦入学者選抜の2種類ということになります。

一般入学者選抜は、中学校から提出される調査書、いわゆる内申書であります。その評定と国語、数学、社会、理科、英語の5教科による学力検査の成績に面接の結果を加味して選抜されております。

昨年度の本市の中学生の高校進学率は99.4%であり、就職率は0.2%、不詳率は0.4%という状況でありました。公立と私立の進学率につきましては、公立高校へ64.3%、私立高校へは35.7%という状況であって、これらの割合は年度により多少前後はするものの、おおむね変わりはないものと理解しております。また、本市の中学生の学力につきましては、おおむね県の平均を上回っております。

次に、推薦入学制度の現状と課題についてお答えをいたします。

推薦入学者選抜に当たっては、県が一定の基準を示し、それに加えて各高等学校ごとの基準を示しております。中学校では、これらの基準をもとに推薦希望者を校内で構成している推薦委員会で検討を行い、被推薦者を決定しております。

なお、各中学校における進学指導においては、希望する生徒及び保護者の考え、意見を十分に尊重して、進学相談を念入りに行う中で、本人の希望に沿った適切な志望校を選考できるように努力しているところであります。

推薦入学における募集人員は、学科によっていろいろであります。普通科は入学定員の20%以内、職業学科、理数科、音楽科、総合学科は定員の40%以内、体育科は定員の70%以内となっております。

各高校の選抜に当たっては、推薦書、調査書、内申書であります。面接及び適性検査、体育科、音楽科による適性検査であります。志願理由書、自己申告書に加えまして、学校長の判断で実施する作文、実技検査等の結果を総合的に判断して、合否が決定されております。

昨年度の本市における推薦入学制度による合格者は90名であり、これは高校進学者の19.6%に当たります。約2割の生徒が推薦入学制度により合格している状況にあります。このうち、公立高校の合格者は32名であり、これは、公立高校進学者の10.8%を占めております。また、私立高校の合格者は58名であり、これは私立高校進学者の35.4%を占めております。

次に、課題についてのお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

本来、推薦入学制度は発達段階に応じて、生徒がみずからのあり方や生き方についての認識や進路意識を段階的に高めていく過程において、中学校と高等学校の接続を図り、生徒の進路選択をより適切なものとする重要な役割を担っております。つまりこれは、将来の進路実現の一翼を担うための制度であり、このため、しっかりした進路意識を持ち、これにふさわしい学校を志望することが極めて重要であります。

しかるに、一般的に推薦入学制度を活用すると、最大2回受験の機会が設けられ有利であるといった考えが、保護者や生徒の中に存在している事実があります。確かに、推薦入学制度で不合格であったとしても、その後の一般入学者選抜の試験を受験することは可能であります。しかしながら、将来の進路を優先せずに、単に受験が有利だといったことだけで進学するということは、進学後の不適応を生じてしまう一因にもなってしまわないかと考えております。

また、推薦入学制度で受験する場合、受験への対応と受験、そして結果発表までのその期間がおよそ3カ月ほど要します。推薦入学者選抜の受験内容は面接、適性検査、作文等であることから、これらの内容に全力が注がれるようであります。仮に不合格であった場合、この後の一般入学者選抜の学力検査への対応が、期間的なことや受験内容の相違から十分できないものも見受けられるようであります。いずれにいたしましても、推薦入学者選抜の趣旨を十分に踏まえて対応することが重要であると考えております。

以上のようなことを踏まえながら、生徒や保護者に対し、十分な情報を提供しつつ生徒の希望に沿った適切な志望校を決定していけるように、さらに進路指導を充実していく必要があると考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

伊藤忠男議長 木村議員。

木村寿太郎議員 私の前に4名がずらっと並んでいますので、ちょっと緊張しておりますけれども、私なりにちょっと第2問に入りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、第1問に関しては、適切な御答弁をいただきましてありがとうございます。

それで、今第1問の答弁の中で、実際現場でやっている授業とか、それから補習授業とか、そうい

うものがお伺いできるかなと思ったんですが、それについてちょっと御質問してみたいと思いますけれども、実際、学校では我々のころもそうだったんですけども、補習授業とか二者面談、三者面談とか、それから今は何か一日体験入学ということもあるということも聞きましたし、学校側の生徒や父兄の学校説明会なんかも最近あるんだというお話も聞いておりますけれども、その辺の現状はどうなっているのか。そしてまたその成果が、いろいろな今あった項目の中で成果はどうなっているのか、その辺まずお聞きしてみたいと思います。

それから、推薦入学についてでございますけれども、今答弁にありましたように寒河江市内では本年度で90名ぐらいおったということですが、その中に校内推薦委員会があるというようなことも先ほど説明をいただきました。その構成メンバーや選定に当たったの基準というのか、どうなっているのか。そして失礼な言い方ですけども不公平が生じていないか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

それから三つ目でございますけれども、公立高校の推薦入学は、先ほどもありましたように入学志願書、調査書、推薦書などを提出して、あとは作文とか実技とか面接などで決定してしまい学力検査がないわけですけども、本当に一般選抜との不公平さ、そういうものが実際は出ていないのかお聞きすると同時に、推薦入学選抜受験する生徒は、どうしても作文や面接に偏った指導方法になり、先ほどもありましたけれども2度受験するというので、それを失敗してしまうと2度目の受験の間がちょっと期間がないものですから、そういうふうなものに対しても弊害はないのか、その辺もお聞きしたいと思います。もし、そのような弊害があるとしたら、どのような指導方法をとっているのか、その辺もお聞きして第2問といたします。

伊藤忠男議長 教育委員長。

大沼保義教育委員長 1問でちょっとお答えしたものと重なるところがありますけれども、具体的ところはうちの室長から後で補足させていただきます。

推薦入学に関して、先ほどおっしゃられた体験学習、個別面談等々の対応ということでありますけれども、現在随時二者面談とか、あるいは年に2回の三者面談とかやっているようであります。ちょっとこの具体的なことは室長から補足させていただきたいと思います。いずれにしても受験への対応はかなり慎重に、また各学校で十分にその進学高校を配慮してやっているというふうに思っております。

推薦入学制度の不公平とか不公正というお話がちょっとございましたけれども、いずれにいたしましても推薦入学選抜制度というものの趣旨というものを、やはり十分に理解していただくということが一番肝要なことかなと思っています。

あと、仄聞するところでもありますけれども、平成18年だと思いますが、選抜の入学試験の今の制度につきまして、検討委員会を立ち上げまして、選抜基準の明確化、選抜の要件あるいは作文、面接のあり方、全般にわたって検討しているというふうに聞いております。これは私どもの責任範囲ではございませんけれども、聞くところでは、4月に県の教育委員会の方にその検討委員会の答申がなされて、6月には公表するとそういうことでもありますので、多分それを受けまして、各中学校では新しい基準が出たとすれば、それに対応して十分に指導していく必要があると思っております。これは、仄聞するところでもありますので、今明確にお答えはできませんが、ただそういう動きもあるということを一応申しあげておきたいなと思っております。そのようなことでよろしいですか。

では、指導推進室長から答えさせていただきます。

伊藤忠男議長 高橋指導推進室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 それでは、私の方からお答え申し上げます。

最初に、現場の補習等々の現状につきまして、成果ということがございました。

まず、補習という言葉がかつてあったわけですが、現在補習というものとは違いまして、希望者を募って放課後に学習会を行う自主学習会というものを実施しております。あくまでも、生徒の希望を尊重するという形をとっておりますけれども、個別指導の強化という意味合いで個別指導を重視しているところです。かつては補習の一斉授業を行ってあった時期もありますけれども、個に合った指導を徹底しているという状況であります。

それから、二者面談等々でございますが、教育相談の一環として進路相談の内容になるわけですが、二者面談につきましては、随時必要なときに先生と生徒本人がさまざまな相談内容を行っていると。三者面談につきましては、原則としましては、現在2回というものを原則にしているようです。ちょうど夏休み期間中に1回実施いたしまして、その後調査書がまとまりました12月に2回目を実施しております。その中で受験に向けての方向性を相談の上決定していくと。ただ、必要に応じては3回目、4回目ということで、さらに開催しているような状況でございます。

それから、先ほど議員からもございましたように、現在高校の方では一日体験入学というものを実施しております。生徒及び保護者にも学校を開放する、そして説明をすると。状況によってはさまざまな授業に、一緒に体験させるというような形のそういった体験学習の一環的なものを実施しているところであります。

これらのことを通しまして、成果ということになるかと思いますが、受験生や保護者に対しまして志望する学校の状況、実態、そういったものをきちんとお伝えをし、理解していただくと。そういった意味では志望校を選択するための情報をたくさん提供する一つの手だてになっているのかなというふうにとらえているところであります。

2点目でございますが、校内推薦委員会の構成でございますけれども、こちらは校長をトップにいたしまして、校長、教頭、それに主任クラスが加わって構成をしております。具体的には教務主任、それから進路指導主任、生徒指導主任、それにそれぞれの学年主任が加わりまして、あとはその学校で部制をとっているところでは学習指導部長などが加わって、校内推薦委員会を構成するというところでございます。こちらの方の校内推薦委員会の中で、いろいろとその生徒さんの推薦入学にかかわりますことを検討していくわけですが、その基準ということにつきまして、先ほどお尋ねがございました。

先ほど答弁の中でも触れましたが、県教育委員会からは、この推薦入学者選抜にかかわります志願資格というものが提示になります。その志願資格をもとにそれぞれの学校、高等学校では推薦要件という条件を提示してまいります。これらのことが一つの生徒を推薦するに当たる基準の要因ということになるかと思いますが、こちらのものをもとに、それぞれの中学校が独自の校内の基準を設定し、それぞれの学校における推薦というものを検討していくということになっていきます。

なお、推薦書につきましては、学校長の名前で推薦書を作成するという一つの形になっておりますので、校長として責任をもってこの生徒を推薦できるというものを公正かつ適切に検討をしながら、不公平のないように十分配慮をして選考しているというような実態でございます。

最後になりますが、推薦入学制度に伴いまして、先ほど期間の問題がございまして、もしも仮にですが、失敗した場合に一般入学者選抜の方に回るということになるわけですが、もう1カ月ほどしかないという実態がございまして。当然その1カ月間におきましては、学校としても最大限のフォローをしていくところでございますけれども、と申しますのは、先ほどのようなそれぞれ放課後に行っております希望者による学習会、こういったものに入っていただきながら、個別的な指導強化をしていくという配慮は行っておりますが、いずれにしても推薦者入学というものがどういうものなのか、その趣旨を十分本人にも、そして保護者の方にも御理解いただきながら、一般入学者で試験を受験すれば十分その3カ月間、学力向上のための対策をとれることがございまして、どちらを選択するかということをよく理解の上決定していただくように、十分配慮をしているところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 木村議員。

木村寿太郎議員 専門的な言葉をいろいろ御説明いただきましてありがとうございました。

それで、第3問ですけれども、これ質問になるかどうかわからないんですけれども、先ほど教育委員長からも話がありましたように、推薦入学が決まってしまうと、どうしても推薦入学が2月中旬ですか。それで一般選抜が3月中旬ということに空白があるわけですし、そしてまた2月中旬ごろに推薦入学が決まってしまうと4月の高校に入るまでの間が、ちょっと先ほども教育委員長からも話がありましたように3カ月近くあるということで、そこで教育力の低下ということが今盛んに言われているようすけれども、実際はどうなのかなということと、あと一般選抜と推薦入学の人のその1カ月間の空白ですね。空白をどういうふうにカバーしているのか、その辺もしわかればお聞きしたいし、実際教育力の低下というものが激しいのかどうか、そこら辺もお聞きしたいと思います。それが第3問でございます。よろしくお願いします。

伊藤忠男議長 教育委員長。

大沼保義教育委員長 推薦入学の考え方というのは、やはり自分の適切な進路をいかにして得るかということだと思いますし、今議員から言われたように、かなりの期間があると。やはりその期間こそ、将来の進路に向かった期待と同時に備えるべきいろんな要件をいろいろと自分なりに夢を描いて勉強したり、いろいろ実践をやるという非常に大事な時期だと思っております。そういう動機づけをどうやるかということだと思いますが、その件に関しても委員会としても適切にやっていると聞いておりますので、室長の方から具体的なことでお話をさせていただきます。

伊藤忠男議長 高橋室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 それではお答えいたします。

受験後の学力低下というようなお話でございましたが、一般的に合否発表が出ますと子供たちもちょっとした開放感に浸って、ちょっとゆったりする中で、これまで覚えておった記憶しておった事項が欠落してくるという部分を御指摘なのかなというふうに思いますけれども、確かにそういったことは一般通例的に若干あるかと思っております。ただ、それを学力というふうにとらえるかどうかということの問題が一つはあるかと思っておりますが、確かにそういった傾向ということは、実際には認められる部分は多少あるというふうに認識しております。

ただ、中学校としまして、合否発表というのはちょうど中学校の卒業式の次の日になっておりまして、合否発表後に学校に来るということは、登校するということは、離任式のときぐらいしかなく

なってしまうんですが、中学校としましてもそういうことを十分に踏まえながら、卒業前に学級指導や生徒指導の一環の中で、今後の自分の将来といった課題のもとに、こういった方向性でどのように頑張っていくべきかということをご指導をされているところであります。

加えまして、その可否、幸いにも志望校に合格する生徒さんもいらっしゃいますし、不幸にもちょっとうまくいかなかったという生徒さんも当然出てくるわけでございまして、その生徒さんにどのように対応していくかと、どのように考えていくべきかということも含めていろいろな指導を行っているところ。

さらには、合格後、入学までの期間というものについてどのようにしていくことが有意義な休み中、休業中のことになってくるのか、生活指導も含めまして、学習面等に絡みながら、よりよい方向性ということと一緒に考えているところでございます。

なお、高校の方にも合格発表後に各高等学校でオリエンテーションを実施しておりますが、オリエンテーションに参加いたしますと、かなりの課題が高校から生徒さんの方に出ておりまして、入学までこなさなければいけない学習課題がかなりあるようでございます。その課題のもとに、入学後すぐに学力検査ということに入るようで、そういったシステムを高校でもやっておりますし、そのような形の中で指導強化しているようでございますので、今後ともそういった学力低下の方向にならないように、十分配慮しながら指導強化してまいりたいというふうに思います。

以上です。

伊藤忠男議長 木村議員。

木村寿太郎議員 本日に適切な答弁をいただきましてありがとうございました。

本市におきましても、進学率にしまして99.4%ということで、県の平均よりもちょっと高いですし、いろいろな公立学校の進学率も64.3%、私立も35.7%と本当に高水準にあると思って安心しているところですが、私個人的な意見ですが、推薦入学制度の県の資料を私いろいろ見せてもらったんですけども、これ見てみても目指す学校像、推薦要件とかというのが、普通科ではもうほとんど変わらないんですね、これ要件を見ても。文武両道とか質実剛健とかというようなことがありますし、推薦入学制度に普通科というのは余り必要ではないんじゃないかなというのは個人的な意見ですが、そう思っていることですし、目指す学校像や推薦要件を見ても、要件が余り変わっていないし、これはちょっと推薦入学というのは今後も必要なのかなということで、私個人的な意見です。

もし、教育委員長の所見があれば、もうこれは県の教育課のあれでしょうから別になかったらいいんですけども。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 私見ということで、私も県の産業教育審議委員をずっとやっていたものですが、今木村議員から冒頭からいろいろありましたように、確かにもうほとんどの生徒が高校に進学するという、もう100%近いという中で、やはり無目的な生徒がいることも事実でありまして、それがやはり中途退学になったり、あるいはフリーターになったりという現状を踏まえまして、中学校ではキャリア教育ということで将来の自分のあるべき姿を思い描きつつ、適切な進路を目指そうではないかということで、勤労の大切さとか職業意識の向上とか、そういったキャリア教育というものはやっ

ていると。また、高校は高校でインターンシップをかなり充実してきていると。もうカリキュラムの中にも入れているというようなことであります。

そんな状況の中で、先ほど申しあげたように新しい制度のあり方、選抜制度のあり方、一般入学の選抜制度も含めて検討したいと言っておりましたので、この答申を受けまして、寒河江市の中学校ではまた適切に対処していかなくてはいけないなと思っているところでございます。

よろしく申し上げます。

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 9 番、10 番、11 番、12 番について、16 番川越孝男議員。

〔 16 番 川越孝男議員 登壇 〕

川越孝男議員 過ぐる 4 日、佐藤市長は来年 1 月 19 日の任期満了をもって勇退することを表明されました。長い間本当に御苦労さまでございました。

通告に従って順次質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号 9 番、耐震政策について伺います。

私は、市民の生命と財産を守り、安全安心な市民生活を確保する観点から、耐震問題について継続して取り組んでまいりました。6 月議会でようやく今年度中に、寒河江市建築物耐震改修促進計画を策定することや、小中学校の耐震診断を実施したいとの答弁があり、今議会にその補正予算が提案されています。

そこで、策定される の寒河江市建築物耐震改修促進計画について、5 点伺います。

一つは、計画の完成時期を含めたスケジュールと、計画に市民の意見を反映させるための方策、手法をどのように考えておられるのか伺います。

二つには、計画の基礎となる対象物件の現状についてであります。

特定建築物の民間及び国と県所有のもの、市所有の建築物の数、一般住宅の木造非木造別の数、そしてそれぞれ昭和 56 年建築基準法改正前と改正後の数、そのうち耐震診断及び耐震改修の対象となる数、診断済みの数、改修の要不要、そして改修済みのそれぞれの数や、耐震化率は計画策定に必須のデータであり、示していただきたいと思えます。

今日現在、完全に把握できていなければ、今明らかにできる数と、完全に示せる時期を教えてくださいたいと思えます。

三つには、一般住宅の耐震診断及び耐震改修に対する支援策について伺います。

山形県建築物耐震改修促進計画では、耐震診断、耐震改修の促進を図るための基本的な取り組みとして、市町村は速やかに耐震計画を策定し、建築物等の耐震診断、耐震改修などに係る助成制度の創設に努めることとなっています。

8 月に、建設文教常任委員会で視察した岩倉市では、計画の目標を単なる数字でなく現実を直視する中で目標を達成させる観点から、融資に対する利子補給制度だけでなく、耐震改修にも 60 万円を限度とした補助金交付制度がつけられていました。そのほかにも、ソフト面でも参考になる内容が多くありました。建設課の方にも資料が届いていると思えますので、十分調査していただき、今策定中の市の計画にも盛り込んでいただきたいと思えますが、その考え方について伺います。

四つは、事業費の概算額を把握しておくべきだと思えますが、市長の見解を伺います。

実施計画での 3 カ年ごとの財政計画だけでは、健全財政の確立や運営は不可能であります。実施計画だけでは木を見て森を見ないこととなります。2015 年までに市所有建築物の耐震化を 100% 達成しなければなりません。莫大な資金が必要となります。

五つには、第 3 次地震防災緊急事業 5 カ年計画の見直しについて伺います。

法改正で、国の補助率が 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げられ、西根小、陵東中、陵南中の耐震診断について補正予算が提案されており、7 月 25 日付で第 3 次地震防災緊急事業 5 カ年計画への追加申

請がされていることが示されました。今回の補正予算を見ると、耐震診断に要する財源は一般財源で賄われていますが、その理由と補助金を受ける要件として、市建築物耐震改修促進計画や、防災上の諸計画への位置づけや調整が必要と聞いているわけではありますが、このこととの関係がどのようになっているのかについても教えていただきたいと思えます。

の市庁舎の耐震改修の早期実施について伺います。

市庁舎の耐震診断結果を受けて、佐藤市長は中規模程度の地震では崩壊の危険はないとのことで、ひとまず安堵していると言われました。そして、コンクリート中性化防止工事や、市庁舎への荷重負担の軽減など、応急的対応は実施されましたが、市庁舎の耐震改修については、まず市有建築物の耐震診断の実施計画をつくり、計画的に実施し、その結果を受けて耐震改修の実施計画を策定して実施すると言われています。

しかし、市庁舎の耐震診断結果は、3次診断でIso0.6に対して、その50から60%程度の80%、50から80%程度の耐力しかなく、最も低い2階では、Is値が0.31だったのであります。02年に国の耐震調査委員会より公表された寒河江市内を通る山形盆地断層帯は、マグニチュード7.8規模の地震が今後30年以内に最高7%の確率で発生するおそれがあるというもので、公表されて6年が経過しています。さらに、山形県公共施設等耐震化基本方針では、市庁舎は災害応急対策の指揮、情報伝達などを行う施設として改修は最優先に位置づけられています。

また、7月1日から耐震改修工事が始まった村山総合支庁西庁舎中央棟は、判定結果がBランクのIso0.5から0.75の間であります。したがって、冷静かつ客観的に判断するならば、市庁舎の耐震改修は早急に必要であり、実施計画に載せるべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、通告番号10番、フローラSAGAEの3階改修に伴う課題について伺います。

前にも申しあげましたが、実施計画や予算内示にもなく、当初予算にも載っていない事業を立ち上げるときは、議会に対し全員協議会の開催を要請し、協議の場を持つべきと思いますが、改めて市長の見解を伺います。

二つには、郷間正観氏の常設展示に関して伺います。

常設展示は、郷間氏が市の施設を使って実施するというものなのか。それとも郷間氏から寄贈されたものや美術品等を、郷間氏から借用して市が実施するというものなのか伺います。

これまで、防犯カメラやガードマンの配置など十分な防犯対応がされておれば、仮に火災による焼失や展示品の盗難、毀損などが発生しても市に対し責任は問わないと郷間氏が言っているとの説明を受けていますが、このことが契約書に盛り込まれるのか。また、契約書に盛り込まれる事項はどういうものか伺います。

美術館開設に伴う、年間の維持管理費は幾らになるのか示していただきたいと思えます。

次に、通告番号11、市立病院改革プランについて伺います。

経営効率化に向けたプランは、昨年独自に策定した改革プランをもとに策定するとのことですが、懸案となっている人工透析の導入や、先行して取得している土地の活用も含めて、市立病院整備計画をどうするのが極めて不透明であります。再編ネットワーク化と経営形態の見直しについては、村山地域自治体病院懇談会の意見を踏まえて策定したいと言われているようですが、5月28日に開催された第1回懇談会の状況を見ますと、ガイドラインに沿ってプランを作成し、実行しても目標は達成できないという意見が多く出されています。

その理由として、現場でプランをつくっても、国の医療制度改革や、診療報酬改定がどうなるかわ

からないこと、医師不足や減価償却が不十分なこと、地域医療の充実が重要な課題なのに、ガイドラインには載っていないばかりかお金の議論だけが先行していること、改革の流れに高齢者が乗っていきなくなること、公立病院はそもそも不採算部門を抱えており、赤字は必然でそれを補てんするのは自治体であることなどであり、注視すべきものであります。

さらに、自治体病院は、そこに住む住民のものであるという意見が出されており、この原点に立ったプラン策定をすべきであり、改めて公立病院の赤字の価値について再検討、再認識することが必要だと思えます。

10月に、プラン策定の検討委員会がスタートすることが明らかにされました。そこで、プラン策定の方法及び策定までのスケジュールと、策定委員の構成及び医療サービスを受ける側の意見を反映させるための方策を、どのように考えているのか伺います。

財政面だけでなく、将来を見据えた地域医療の充実を基本に据えたプランとすべきであろうと思うが、基本的な考えを伺います。

次に、通告番号12、エコ政策について、家庭用太陽光発電機設置に対する支援策の導入について伺います。

寒河江市でも国の補助金制度を活用した設置が50件ありましたが、05年度限りで国の補助制度はなくなりました。現在は、住民、事業者、民間団体、行政からなる村山地域地球温暖化対策協議会が設置され、その事業として会員の事業者、県、市、町がそれぞれ補助金負担金として1キロワット当たり2万円ずつ負担し、村山総合支庁管内で事業に参加している市町の住民が一定の要件のもと設置した場合、1キロワット当たり6万円を基準として4キロワットを上限に補助金が支給されています。この協議会の理事に寒河江市市民生活課長が就任しています。

ところが管内の市では、尾花沢市と寒河江市だけがこの住宅用太陽光発電システム設置補助事業に参加していないため、寒河江市民はこの制度が利用できません。パネル1キロワット当たりの年間平均発電量は寒河江市の場合1,059キロワットアワー、全国平均の1,027キロワットアワー、山形県平均の932キロワットアワーより高く、村山総合支庁管内でも河北町の1,060キロワットアワーに次いで高い効率が実証されています。発電機の価格も1キロワット当たりの単価は当初200万円したものが、現在は60万円台になっており、一般家庭への普及が期待されています。補助金はその実現に向けた有効な支援策として評価されており、寒河江市も住宅用太陽光発電システム設置補助事業へ参加してほしいという要望は強まっております。

その実現に向けた、佐藤市長の英断を期待をいたしまして、第1問を終わります。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時45分といたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、市の建築物耐震改修促進計画についてでございますが、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命や財産を保護するため、既存建築物等の耐震性向上を促し、耐震診断、改修等を総合的に促進するための基本的な施策を定めるものであります。

この計画策定について、6月議会でも答弁しているとおり、今年度に策定することにしており、現在関係各課によるところの庁内策定検討組織で原案を検討しているところでございます。

御質問の策定のスケジュールでございますが、本計画に基づいて、来年度から耐震にかかわる事業に取り組むことが必要と考えておりますので、今年じゅうには策定してまいりたいと考えております。

また、策定していく段階で市民からの意見をどのように反映するのかということにつきましては、市のホームページを活用したところのパブリックコメント、つまり原案というものを市民に公表し、意見を募集して、いただいたところの意見というものを十分勘案した上で、最終的な意思決定をしていく方法を採用してまいりたいと思っております。

それから、対象物件の現状についてでございますが、本計画の対象となる建築物については、建築基準法におけるところの新耐震基準と、これは御案内かと思えますけれども、56年の6月1日施行されておるわけでございますが、この基準以前に建てられた一般住宅及びおおむね1,000平米以上等を要件とする特定建築物と、それから地震防災上考慮すべきところの市有公共施設を対象に考えておるわけでございます。その現状については、現在市内の一般住宅の戸数や、木造非木造の種別などの資料収集を行うとともに、市が所有するところの建築物をリスト化するなど、基礎資料をまとめている段階でございます。

次に、この一般住宅の耐震診断及び耐震改修に対処するところの支援策についてでございますが、耐震診断改修が必要な住宅、建築物への支援策といたしましては、所有者が計画的に行いやすいようにするため、国、県の制度を活用した耐震診断に対する耐震診断士の派遣や、それから耐震改修に対処するところの施策について、現在検討しているところでございます。

それから、事業費の概算についての御質問もございました。

現在、鋭意策定中でございますので、事業費を算定する段階にはないところでございます。いずれにいたしましても、本市の促進計画の目標年次については、国の耐震化基本方針の目標年次でありますところの平成27年度と考えておまして、また目標年次におけるところの一般住宅の耐震化率というものを90%、市の所有するところの公共施設についてはおおむね100%を目標として、実効性のあるところの計画を策定してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、この第3次地震防災緊急事業5カ年計画の見直しはどうかと、このような御質問がございました。

地震防災緊急事業5カ年計画は、地震防災対策特別措置法の規定により、県が作成するものでございます。避難路とか消防施設とか小中学校の改築とか、補強などを初めとするところの地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する5カ年間の計画でございます。

県は、その計画作成に当たりまして、関係市町村長の意見を聞いて定めることになることから、市町村が行うところの施設整備を含めた全県的な地震防災上の施設整備計画となるものでありまして、現行計画は平成18年度から22年度を期間とするところの第3次計画となっているものでございます。

御案内のように、地震防災対策特別措置法は、本年の6月施行の改正によりまして、学校の耐震診断の義務化や耐震対策に係るところの補助率引き上げなどが盛り込まれましたが、これらに伴い県においては、第3次地震防災緊急事業5カ年計画の変更についての市町村の意見の集約などの計画見直し作業が進められているところでございます。

本市は、このたび法改正の趣旨というものを踏まえまして、学校の耐震化を促進する観点から、公共施設耐震化検討委員会での検討などを経まして、陵東中、陵南中、西根小の耐震診断を計画いたし

まして、県の地震防災緊急事業5カ年計画の見直しに当たりまして、これら3校に係る耐震化事業というものを同計画に追加すべく、県に申し出を行っているところでございます。

本市の耐震改修促進計画におきましても、これらのことも含めまして、建築物耐震化に係る方向を定めてまいりたいと考えております。

それから、庁舎等についての耐震対策について、何点かお尋ねがございました。

さきの6月の定例議会での一般質問に対してお答えしたとおり、市庁舎の耐震診断は終了しておりますが、その他の公共施設の耐震診断が必要でございますので、寒河江市公共施設耐震化検討委員会の中で、年度ごとの耐震診断の実施計画というものを策定し、さらにその耐震診断の結果を受けまして、施設整備の緊急性とか、それから耐震改修等の経済的効率性、さらには児童生徒や市民の安全性なども勘案しながら、耐震改修の実施計画を策定いたしまして、総合的かつ計画的に耐震改修というものを実施することにしているところでございまして、したがって、市庁舎の耐震改修につきましても、この耐震改修実施計画の中に位置づけて対処することになると思っております。

次に、フローラSAGAEの改修に伴う課題についての御質問がございました。

まず、実施計画に掲載されていない新たな事業を議会に説明する場合の対応につきましてでございますが、ことしの6月議会においてお答え申しあげたとおりでございます。実施計画というものは3カ年のローリングで、振興計画に基づいた具体的な事業実施の計画を示すものですが、計画でございますので国や県の予算、市民の要望など、いろいろな事情により当初と異なってくる場合がございます。

実施計画と異なる事業を実施する場合、当初予算、あるいは補正予算を上程する中で説明をさせていただいておりますので、このことをもって全員協議会の必要性というものは考えていないところでございます。しかし、市長として制度改正やら、それから補正予算等であらかじめ説明し理解を深めていただきたいという案件があった場合は、担当から議会に説明するため、今後も議員懇談会の議題に加えていただくよう要請していきたいと考えております。

次に、このフローラSAGAEの3階の改修に伴ういろいろな課題についての御質問がありました。

まず、そのフローラSAGAEに整備する美術館に設置する郷間正観先生の常設展についてでございますが、9月2日の本会議においても質問をなされ、担当がお答えしているところでございます。

郷間正観先生の常設展は、先生から寄贈いただいて市の所有となる絵画のほかに、先生所有の絵画やコレクションなどをお借りして、寒河江市が実施するものでございます。

正観先生から美術品をお借りするに当たっては、契約書を締結することにしておりますが、現在先生と詳細を詰めているところでありますので、今月中には契約を締結したいと考えております。その中で、長期に借用いただける美術品については、借用期間を1年間とし、継続更新をすることで先生と合意しております。

また、郷間先生は、防犯カメラや人的配置などの防犯体制がとられておれば、万が一美術品の毀損や盗難があったとしても、市の責任は問わないとおっしゃっており、そのことを契約書に盛り込むことにも了承をいただいております。

さらに、フローラの美術館用としましては、絵画10点と、それから21メートルに及ぶところの書1点を寄贈いただけるということでございます。

次に、この美術館の年間の経費の御質問もございました。

この光熱水費は全館の経費で対応いたしますので、光熱水費を除いた概算でございますが、警備会

社への委託料が33万円で、年間約400万円、それから年4回の常設展の入れかえがあると見込んで、展示プレートの作成や搬送料を含めた費用として、1回につき25万円として計100万円、それから飾花や消耗品費、それから修繕費としまして年間60万の、合計560万程度が見込まれるところでございます。

それから、市立病院の改革プランについてでございますが、9月4日の高橋議員の御質問でお答えしているところでありますが、本市においても今年度内に国のガイドラインに基づいた改革プランを作成してまいります。その策定の方法とスケジュールについての御質問でございますが、改革プランの策定の方法といたしましては、策定委員会を設置し策定する考えでありまして、現在策定委員会の設置要綱というものを検討しており、10月には委員会を発足させてまいりたいと考えております。

しかし、この策定委員会に先立つ形で、特に経営効率化に関するところの病院内部の検討組織として寒河江市立病院改革プラン策定検討委員会というものを設置して、既に検討を進めているところでございます。

現在、県において二次保健医療圏ごとに医師や医療施設の状況などの地域の医療事業及び各自治体病院が調整課題とするところの事項について協議を行うところの村山地域自治体病院懇談会を開催しておりますが、12月に最終取りまとめを行い、各市町長に懇談会の意見を提示されることになっております。本市の改革プランはこの懇談会の内容と、病院内部の策定検討委員会の検討結果を踏まえて策定する考えでございます。

次に、策定委員会の構成についてでございますが、現在設置要綱を検討中でありまして、委員会の構成について具体的なことを申しあげる段階にないところでございます。しかし、国のガイドラインにおいて、公立病院経営に知見を、知識見識を有するところの外部有識者の助言を得ながら行うことが望ましいとありますので、医師会からは策定委員会に入っていただきたいと考えているところであります。

次に、医療サービスを受ける側の意見の反映策についてでございます。

一般的には、この策定委員会に利用者側の委員を入れることなどが考えられると思いますが、医療、そして病院経営という専門的な検討をしていただくことでもありますので、先ほど申しあげましたように委員の構成については、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、この財政面だけではなくて、地域医療を基本としたプランとすべきではないかということでございますが、そもそも国のガイドラインは、公立病院が地域医療の確保のため、重要な役割を果たしているものの、多くの公立病院で経営状況が悪化し、医師不足もあり、経営環境や医療供給体制の維持が厳しい状況になっていることを踏まえ、公立病院が今後とも地域において必要な医療を、安定的かつ継続的に提供していくための改革を実施するとしているものでございます。

そして、改革を通して公・民の適切な役割分担のもとで、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることを基本的な考えとしておるわけでございます。

本市の改革プランにおきましても、このガイドラインの基本的な考えに沿って、地域に必要な医療提供を安定的かつ継続的に提供できるような市立病院の経営というものを基本に、策定していかねればならないと思っております。

それから、エコ政策でございます。お答えいたします。

平成9年に採択されました、御案内の京都議定書が平成17年度に発効されまして、世界的に地球温暖化防止について取り組まれておるのは御案内のとおりでございます。太陽の光を利用して家庭内

に電力を供給してくれる太陽光発電システムというものは、クリーンなエネルギーとして注目されており、国におきましても住宅用太陽光発電導入促進事業としまして補助事業に取り組んでおりました。市民の中には補助を受けて設置された方がいるようでございますが、当時も高額な設置費用や、冬期間の日照時間の問題もあり、期待したような十分な効果が得にくいこともあったようであります。

国の補助事業は、平成17年度をもって終了しております。現在は、村山地域の県や市町及び事業者で構成する村山地域地球温暖化対策協議会で、平成17年度から補助事業を実施しておるわけでございます。御承知のとおりでございます。これは、協議会員である県、それから市町、事業者が負担して補助するやり方でございます。

家庭内の太陽光発電システムは、屋根の上に太陽電池発電パネルを設置いたしまして、太陽の光を吸収発電し、家の電気を賄い、余った電気は電力会社に売却できるものでございます。十分な発電量を確保するためには十分な日照時間が必要となり、本市では冬期の降雪期は十分な発電量を確保できないようでございます。また、設置費用も高額であるため、国でも安価で効率のよい製品の開発に対して支援に取り組まれるようでございます。

当市でも太陽光発電システム設置に対しましては支援策を導入してはどうかという質問でございますが、今申しあげましたように、太陽光発電システムはクリーンなエネルギーとして、今後ますます期待できるものと考えております。平成17年度に国の補助制度が終了することを受けて、市といたしましてもこれまで支援について検討しておりましたが、今申しあげましたように、十分な効果を得るためにはかなり高額な設備費用になることや、本市における冬期間の日照時間の問題など、費用対効果の面で検討すべき面もありましたので、他の動向を注視しており、実現までは至らなかったものでございます。

議員がおっしゃるように、来年度の国の概算要求の中に、太陽光発電システムへの補助制度の要求がなされておまして、来年度から補助制度が復活するようでありますので、国の動向というものを注視してまいりたいと思っております。

なお、耐震診断、前後しますけれども、耐震診断というものを一般財源で対応した理由、国の補助制度はどうかというようなことにも質問がありましたけれども、耐震診断というものを実施しなければ耐震改修が必要かどうかわからない国庫補助金というものは、耐震改修を実施した場合における、受けることができるものでございまして、診断に要する経費に対しての補助金も改修が終了した年度に交付されるものでございます。つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 川越議員に申しあげます。質問時間があと11分40秒ですので、答弁も考慮した質問をお願いします。

川越孝男議員 まさに議長の指摘のとおり、残り時間少ないですし、そして質問事項もボリュームがあるといえますか量が多かったので、残り時間を考えながら2問をさせていただきたいと思えます。

それで、もちろん時間がないので、さまざまな部分について委員会や分科会でもさらに深められる課題もありますので、そちらの方でもさせていただきたいというふうに思えます。

それで今回、私質問した全体的な問題意識として、議会というのは予算を議決しないというところと行政は1円たりとも執行できないという、こういう状況はもう極めて当たり前のことですが、今議会にも市営住宅のボイラーの、耐用年数を過ぎたボイラーでやけどという問題が発生して、市が賠償責任というふうなことで補償しなければならないという問題もありました。しかし、それも耐用年数

を過ぎていたというふうに、あつてはならないことだと思ふんですね、そういう事故というのは。しかし、私どもそういうふうな状況、知り得ていない部分というのはいっぱいあるんです。

そして特に耐震の問題とか、あるいは橋などを含めてですけれども、建物については平成27年、2015年まで100%しなければならぬ。もう莫大なお金がかかることが想定されます。したがって、そういう将来を見越したどれくらい金がかかるのかと。そういう中で市の事業を取捨選択をしていくという、こういうことが今執行部にも議会にもその判断が求められているんだというふうに、私は認識をしています。したがって、例えば耐震の概算の概算というようなものをつかまなければ、3年ごとの実施計画の中での財政計画では全く、1問でも申しあげましたが木を見て森を見ないという、こういう状況になってしまいます。

したがって、私どもこの前の視察でも聞いてきたんですが、概算の概算で、学校の耐震診断は1棟200万、耐震改修は1教室500万、これが相場というか概算の概算ということを知りました。そうすれば寒河江の公共建物は幾つあるのか、すぐわかると思ふんです。そういうふうなものを2015年までにしなければならぬ、ただ建物だけで今度橋の問題もあるとかいろいろあるから、そういうものを組み立てた上で、長期の財政運営をしていかなければならぬという、こういう私問題意識を持っていたものですからお尋ねをさせていただいたんです。

県の村山総合支庁の西庁舎、7月1日から来年の2月末までの工期で今耐震改修工事、行われていますけれども、筋交いがずっと表と裏でかかっていくと。それから、東側の壁を厚くして、耐力を増す、強化するんだそうですけれども、筋交いが20個組まれています。9,000万だそうです。したがって、そういうふうなことを学校などへも当てはめながら考えていくと、やはりこういうことをきちっと今しておかないとだめだという問題意識でありますので、ぜひ市民の皆さんにも御理解いただきたいし、同僚議員の皆さんにも御理解もいただきたい。当局にもそういうことを受けとめていただきながら、そういう問題意識を受けとめていただきながら、寒河江市の将来にわたる健全財政運営をするように、お互い知恵を出し合わなければならぬのではないかという問題意識でお尋ねをしました。

それから、耐震の関係で極めて整理しておく必要があるなというふうに思ったのは、耐震診断の実施計画をして、市有の建物について、そして全部出た段階で今度耐震改修の計画をするというふうな話がありましたけれども、国の制度やなんかを利用するというようなことに、今回もまさしく陵東中、陵南中、西根小学校はそういうふうな形でなくてやられているわけですから、ぜひそういうようなことで現状に合わせながらやっていく。庁舎についても同様なことがあるのではないかというふうに思いますので、今後も問題提起されていることを受けとめて、今後の行政執行に当たっていただきたいということを申しあげます。

あと、病院についてもあるんですけれども、次の機会にさせていただきたいと思ひます。ただ、先ほど申しあげましたように、住民の立場に立ってやはりしていかなければならぬという地域医療ということがありますので、ぜひその後については次回に譲りたいと思ひます。

以上で、2問とさせていただきます。

松田 孝議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号13番、14番について、12番松田 孝議員。

〔 1 2 番 松田 孝議員 登壇 〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表して当面する市政の諸問題について質問いたします。

昨今の原油価格の異常な高騰で、ガソリン、灯油を初め生活関連物資の上昇は、市民生活を直撃しており、大変憂慮すべき状況と考えております。同時に運輸業や農水産業などの産業活動や、中小企業の経営への影響は大変深刻な事態になっています。国際的な原油価格の高騰が問題の根本にありますが、エネルギー確保と安定供給のためには、政府の戦略的な取り組みが求められますが、本市としても市民生活、産業活動、中小企業の経営を守るようあらゆる方策をとるべきだと考えます。

質問の第 1 点目は、原油高騰対策についてであります。

昨年度、寒河江市は、灯油価格が高騰する中で緊急的な措置として、低所得世帯を中心に灯油購入費助成を他の自治体より先駆けて実施し、家庭負担の一助となったことが大変歓迎されました。ところが原油価格の高騰はとまらず、さらに輸入食糧、飼料が高騰していることで、食料品などの生活必需品の相次ぐ値上げが続いています。また、燃油の高騰で存亡の危機に立たされている農業関係者、中小零細企業が多くなっています。そのための支援策が喫緊の課題であると考えております。

そこで伺いますが、寒河江市として原油、原材料などの価格高騰に対する（仮称）緊急対策会議を設置し、総合的な視野で対策を講じていくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、市民生活の安定供給を図るために、冬期の灯油高騰に対する支援についての考え方を伺います。

昨年度来の原油価格高騰のあおりを受け、8月の灯油価格は1リットル当たり132円と昨年同時期との比較で大幅に高くなっており、間もなく灯油の需要期に入ることから、今後さらに価格が上昇することが危惧されています。

低所得世帯の家計負担の軽減を図るために、直接補てんなど実効ある緊急対策に踏み出す必要があると考えますが、見解を伺いたいと思います。

また、障害者施設やその他の福祉施設では燃料費高騰が施設運営を直撃しており、憂慮すべき事態と考えます。そこで、民間福祉施設などを対象に、「冬季暖房用燃料費助成制度」を設け支援するべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、資材、肥料、燃料などの価格高騰で苦慮する農業者への支援について伺います。

本市の農業は、水稻や果樹それに花卉、野菜を加えた複合経営が主体となっています。加えて周年就労型農業確立と高収益確保を図るために、さくらんぼや花卉、野菜などの施設栽培を積極的に導入し、農産物のブランド化を推進してきました。ところがハウス栽培で燃やす重油や資材の価格高騰は、これらの農家経営を直撃、ハウスでのさくらんぼ栽培をしている専業農家は昨年同様の生産と販売をしたが、重油代が高騰したため利益が薄くなったといえます。また、バラの生産者は生産費上昇分を価格に上乗せできないし、価格が高騰すればすぐに輸入品が入ってくる。燃料価格高騰で生産費も稼げないとして、冬期間の生産活動を休む考えだとしています。

さらに、食糧増産を急ぐ中国などの新興国との間で肥料の争奪戦が起きており、その影響で肥料価格は1.6倍も値上がりし、供給懸念が強まってきています。試算によれば10アール当たり肥料代の負担増は転作を含めた水田の平均値が6,400円、畑作で9,300円になるということで、大規模農家ほど打撃が大きく、もう農家はやっていけないという悲痛な声が上がっています。

一方で、採算がとれない単価の安い農産物は、栽培をやめるなどの事態も起こり、自給率低下や担い手の減少、さらには耕作放棄地の増嵩が懸念されます。

先日、山形県の農業者団体は緊急集会を開き、農家努力も限界だと訴え、政府に対し燃料、生産資材などの物価高騰の影響を抑制する対策をとるよう決議しています。

そこで、佐藤市長に伺いますが、農業経営の危機的な窮状をどのように受けとめ、今後の支援策をどのように進めるのか、具体的に伺いたいと思います。

次に、農地の土壌分析と診断への支援について伺います。

農業にかかわるコスト上昇は、キュウリやトマトなどの施設野菜では平均30%、ホウレンソウなどの露地野菜で15%以上が上昇している調査結果が出ています。この50年で、農業を継続するのに最も厳しい状況にあるといっても過言ではありません。

そこで、新たな対策として農地を科学的に土壌分析し、その診断に基づいて施肥をすることで、効率的な生産活動ができると言われていています。農業の生産基盤である農地の土壌地力や土壌性質を自分で知ることが有効であります。そのために、土壌分析と診断を身近なところでできる拠点を設けるべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号14番、農地政策の展開方向について伺います。

収穫の秋を前に、黄金色に色づく田園風景は人の心を和ませてくれます。一方、国の減反政策で、水田には大豆やソバが植えつけられているのも今の時代を反映した風景であります。また、延々と続いてきた転作は、農家への補助金が年々枯渇し、加えて米価の下落で農家は生産意欲を失い、同時に高齢化と後継者不足、それに人口減少が転作田を荒廃させ、雑草や雑木が生い茂り、農村集落の原風景をも一変させました。その責任はだれもとらず、次々と新たな施策を国は押しつけてきています。

転作を求めるのであれば、その水田の土壌環境や条件にふさわしい品目を模索し、栽培可能にするための条件整備を農家と共同で進め、遊休農地や荒廃農地の利活用を図るべきで、その対策こそ急ぐべきだと考えます。

先日、秋田県の小坂町を訪問し、バイオマスタウン構想を視察してきました。その内容は、小坂町では他市町と同じように生産調整で、自己保全や牧草作付となっているが、実質は未活用状況であったようです。

本構想では、遊休農地などの有効活用を目的に、地形や排水条件を考慮し、目標の30ヘクタールに菜の花を栽培し、菜種油の商品化と販売まで、さらには家庭や事業所から出る廃食油を収集、精製し、バイオディーゼルの燃料をつくるなど、循環型のまちづくりを進めています。当日、同行した参加者からも共感を受け、寒河江市でも具体的に具体化に向けて検討すべきだとの声が上がっています。

遊休農地の利活用を図り、農家の所得向上と農地環境保全を目的に、菜の花プロジェクトチームを結成し取り組むべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

2点目は、遊休農地荒廃農地の解消計画について農業委員会会長に伺います。

穀物需給が世界的に逼迫する中で、我が国の食糧事情も大きく変化してきており、食糧安全の確立

が急がれています。そのために、当然農地と担い手を確保し、食糧自給力の強化を図ることが不可欠であります。特に、遊休農地の発生防止、解消を含めて農業生産の基盤となる農地を確保し、地域で有効に利用することが最も重要な課題であり、農地政策の一翼を担う農業委員会が果たす役割はますます大きくなってきています。

先日、農業委員、農用地利用改善組合を中心に、農地パトロールを実施しました。このパトロールのねらいは遊休農地を防ぎ、できるだけ農業的な利用や地域の振興に結びつけるためのものと理解しています。しかし、一部に改善が見られましたが、新たな水田の遊休化が進行し、年ごとに増加してきています。その理由として、米価の下落を初め高齢化と担い手不足が大きな要因となっています。

国の対策も検討されているようですが、独自の施策を設け、優良農地や遊休農地の営農再開に向けた緊急対策をとるべきだと考えますが、見解を伺います。

また、農水省は2005年の農林業センサスの耕作放棄地が全国で38万6,000ヘクタールに達し、10年前に比べ57%増と急拡大していることから、解消に向けた対策を今年度に作成し、5年をめどに耕作放棄地ゼロを目指すとしています。その中で、営農再開や適地適産で再利用を促進する一方で、山間部の荒廃地を林地にすることも加えています。ところが、この全国一律の施策に対し、農家からは危惧する声が上がっています。その一つとして、農業の担い手不足が年々深刻化する中で、耕作放棄地を解消できるのか、また転作にかかわる諸問題、農業者年金の停止、不在地主の対策などの新たな問題も浮上して、大混乱が起きるとしています。

今後、農水省の指針をもとに、寒河江市も耕作放棄地の解消計画をまとめ、本格的な対策に入る予定と思いますが、具体的な方針を伺って第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、原油高騰対策についてでございます。

御案内のように、最近の原油や原材料の価格高騰は、すべての産業に影響を与え、世界的な景気の低迷の主要な原因の一つとなっており、極めて憂慮すべきものと思っております。特に昨年度においては、急激な原油価格の高騰によりまして、ガソリンなどのほか灯油の価格も著しく上昇いたしまして、寒冷地などの生活に大きな影響が及んだことから、本市におきましては緊急対策として一定の低所得者等の世帯に対するとおる灯油購入費助成事業を行いました。

その後も価格は下がっておらず、本年8月の灯油の県内平均価格を見てまいりますと、1リットル当たり128円で、昨年同期と比較をすると53.4%の上昇となっているようでございます。

今後、冬期に向けまして、どのように変動するかわかりませんが、現在はガソリンも下がりぎみであり、灯油も市内の販売店では1リットル当たり118円から125円と、8月より下がった価格で販売されておるようでございます。

緊急対策会議というものを設置いたしまして、対策を講ずべきとの御質問でございますが、緊急対策会議は災害時のように全庁的な対応が必要な場合など、直ちに対応しなければならない場合に設置されるべきものと思っております。

原油や原材料の価格が高騰したからといって、直ちに緊急対策会議を設置する必要はないと考えております。原油高騰に対する農林、商工、福祉など、個々の対策については国の対策をも十分注視し

ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、今年度も灯油の購入に対し助成すべきではないかという御質問がございました。

昨年度の助成措置は、突然の価格上昇で市民の間に不安が広がったことから、単年度限りの緊急対策として実施したものでございます。国の所得の確保対策やら、あるいは税の軽減とか低所得者の生活対策を講ずるのが、本当は本来の姿であると思っております。

政府与党におきましては、8月29日に景気対策としまして、安心実現のための緊急総合対策をまとめておるわけでございますが、所得税個人住民税の特別減税を実施するとともに、原油食糧価格等の急激な上昇への緊急対策として、低所得者や母子家庭等への生活資金貸し付けなどの拡充、それから老齢福祉年金受給者に対するところの臨時福祉特別給付金の支給などが検討されておるようでございます。

また、県におきましても国の対策とは別に、県独自の経済政策が検討されているようでございます。これらのことから、灯油購入に係る低所得者等の支援措置につきましては、国とかあるいは県の価格高騰対策がどのように具体化されるか、また冬期間の気象予報や今後の灯油価格の動向などを総合的に見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、この民間福祉施設に対する暖房用燃料費の助成についてでございますが、民間福祉施設の助成については、平成18年とそれから19年度において障害者自立支援法の円滑な定着を図るため、障害者施設を対象に国の助成制度がありました。今年度については現在のところ未定でございます。

また、県の原油原材料等の価格高騰対策がどのようになるのかわからない状況でございますので、今後の国、県の動向を見守ってまいりたいと思っております。

次に、資材、肥料等々の苦慮している農業者に対する対応についてでございます。

資材燃料等の価格高騰に対する今後の支援策についてでございますが、原油価格の高騰は資材、肥料、燃料等の価格高騰を招きまして、農業生産活動は大きな打撃を受けており、経営は生産コストの増大による圧迫から厳しいものと思っております。御指摘のとおりでございます。

本市においては、これらの状況に対応するため、現在、本市のバラハウス栽培農家、3戸でございますが、省エネ型の補助暖房施設であるところのヒートポンプの整備を行うため、資源エネルギー庁の補助事業である平成20年度エネルギー使用合理化事業者支援事業の申請を行っております。

また、寒河江市のバラ部会においては、県の補助事業であるやまがた園芸担い手チャレンジプラン支援事業によりまして、ヒートポンプの整備を計画しております。

それから、雨よけ等資材補助の件になりますが、現段階において原油高騰対策としての補助はありませんが、さくらんぼの雨よけハウスの施設整備については、新たなブランド品として奨励し、紅秀峰の里さがえの構築を目指している、収穫期を迎えた紅秀峰の雨よけ施設の整備については御案内かと思っておりますが、本年度から補助を行っております。

今後は、燃油それから肥料価格など、高騰対策を含めた国の総合経済対策や、県独自の経済対策の動向を見据えながら、生産組織の意向も踏まえて支援してまいります。

次に、土壌分析と診断が身近なところできるところの拠点の設置についてどうかと、こういう質問でございますが、肥料価格が高騰している現在、その対策として土壌分析に基づく施肥効率の向上等の取り組みは、生産コストの削減につながるものでございまして、8月には県の西村山農業技術普及課と、それからJA寒河江営農生活センターが来年の水田営農に向けた土壌分析サンプリング調査

の実施や、それから施肥設計の計画策定等技術的支援の取り組みについて打ち合わせを行っております。

また、土壌分析調査については、さがえ西村山農協と西村山農業技術普及課を拠点に実施してきた経緯があるわけですが、今後においてもその取り組みについて、生産組織とそれから関係機関等と協議を行いながら、支援というものを検討してまいります。

次に、菜の花プランでございます。

遊休農地を活用して、農家の所得向上と農地環境保全を目的に、菜の花プロジェクトチームというものを結成して取り組みを推進してはいかかと、こういう御意見でございます。菜の花プロジェクトは、このバイオディーゼル燃料の先進地、ドイツの取り組みを参考にして、菜の花を遊休農地などに植えつけて、観光や油などに利用し、その後廃油というものをバイオディーゼル燃料に再利用するというところの循環型社会を目指してきたところの取り組みでございます。その理念が全国に広がり、多くの団体が参加して、菜の花プロジェクトを展開しております。御案内のとおりでございます。

バイオマスの利活用については、地球温暖化の防止、それから循環型社会の形成などからも大事であるとは思っております。また、バイオマスエネルギーは石油代替エネルギー、それから新エネルギーとして期待、注目されており、これらの取り組みを推進してまいりたいと考えております。しかし、現段階ではバイオマスエネルギーは生産コスト、それから販売経費など、採算面での課題があります。

本市においては、菜の花へのミツバチの移動によるところのさくらんぼの受粉への影響なども想定されることから、菜の花プロジェクトの実施については、市果樹振興協会、それから市さくらんぼ部会、市水田農業推進協議会、関係機関等とも十分に協議研究してまいりながら、その取り組みというものを支援してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 芳賀農業委員会会長。

芳賀靖夫農業委員会会長 おはようございます。農業委員会の芳賀です。どうかよろしく願いいたします。

遊休農地、荒廃農地の解消計画についてお答えいたします。

まず初めに、営農再開に向けた緊急対策についてですが、御案内のとおり農業委員会では平成17年度から「農地と担い手を守り活かす運動」の主要な活動として、各地区の農用地利用改善組合と合同で農地パトロールを実施してまいりました。調査は、長年にわたり耕作が放棄されている山間地の奥地などを除いて、主に恒常的に耕作が行われている農用地の区域を中心に行ってまいりました。

その結果、平成18年度においては約38ヘクタールの耕作放棄地を確認しましたが、平成19年度には約35ヘクタールとなり、わずかではありますが減少してきております。

農業委員会では平成18年度の調査後、耕作放棄地の所有者に耕作放棄の要因と今後の活用計画について意向調査を実施してまいりました。その約6割弱の所有者から回答をいただきましたが、農地を売りたい、農地を貸したいという方がほとんどでありました。そうした意向調査の結果を踏まえて、これまで農業委員会は本来の役割である農地のあっせんや、管理、耕作の指導に力を入れ、耕作放棄地の解消に取り組んできたところであります。

そうした地道な取り組みが、耕作放棄地の所有者の意識を変え、さらには地域を変えて耕作放棄地の解消につながったのではないかと分析しているところであります。

耕作放棄地解消対策の基本として、農業委員会では耕作放棄地を出さないこと、すなわち労力不足などで耕作を断念した農地を新たなつくり手につなぐことであると考えております。しかしながら、高齢化、担い手不足により、耕作放棄地が徐々に増加してきていることも事実であります。中でも果樹園地の樹木が老木化し、荒廃した樹園地が見られるようになりました。これらは雨よけパイプの撤去や、樹木の伐根などの作業が必要なことから、相当な費用が発生します。本来ならば所有者みずからが対応しなければならぬ問題ではありますが、個々の事情により農用地利用改善組合が中心となって、ボランティア精神で解消した事例もございます。また、国や県の事業を活用しながら、耕作放棄地を事前に防止した事例もございます。

今年度の耕作放棄地全体調査を踏まえ、国は耕作放棄地解消のための新たな施策を創設しております。これらの課題に対応するため、農業委員会では今後も農業委員会本来の役割であるあっせんや指導に重点を置きながら、水田など土地利用型の農地については、担い手の経営効率化のための面的集積を強化してまいりたいと考えているところであります。

さらに、樹園地などの営農再開に向けた対策として、国の支援策の動きを見きわめながら、市と一体となって検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、解消計画の具体的な方針についてお答えをいたします。

御案内のとおり、昨年11月に国は農地政策の展開方向についてを公表し、その中で5年程度をめどに農業上重要な地域を中心に、耕作放棄地ゼロを目指すとしております。その具体的な解消方法としては、耕作放棄地を一筆一筆調査し、農地と非農地に分類するとともに、耕作放棄地の状況を地図上に色分けをして区別するとしております。

つまり人力、農業用機械で草刈りなどを行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地を緑に、草刈りなどでは直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地を黄色に、そして森林、原野化し、農地に復元して利用することが不可能な土地を赤の3段階に分類するとしております。その中で、農業委員会などで構成する協議会が要活用農地と判断したものについては、一筆ごとに耕作放棄地全体調査表を作成するとともに、それぞれの市町村が解消計画を作成して、国に提出しなければならないことになっております。

さらに国は、農林水産省の事業採択に当たっては、解消計画を着実に実行している市町村の事業を優先採択するとして、耕作放棄地解消の着実な実行を市町村に求めてきております。

農業委員会では、そうした国の指針に基づいて、各地区農用地利用改善組合と合同で農地パトロールを実施しているところであります。その結果につきましては、現在調査中でありますので、農業委員会としてはその結果を待って、国のガイドラインに基づき、解消計画の策定主体である市と協議の上、具体的な計画を作成していきたいと考えているところであります。

もちろん解消計画を作成するに当たっては、地元の農用地利用改善組合と十分な話し合いの場を持つとともに、各関係機関、団体と連携をとりながら各地域の実情を踏まえて、進めていかなければならないと考えているところであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 58 分

再 開 午後 1 時 00 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田議員。

松田 孝議員 第 1 問に答弁をいただきましてありがとうございます。

早速入りますけれども、灯油補助に対してはいろいろ国の動向とか、そういうものを見てということでもありますけれども、具体的に国の方では所得減税とかそういう形も進めるようではございますけれども、現実的には低所得者に対しては、その配慮が全然できないという問題もあって、やはりある一定の補助とかそういう対策をしていかないと、こういう人たちが救われないと私は思います。

昨年と比較して、非常に価格が高騰しているんですけれども、市長も答弁で申しあげましたけれども 54% 上昇しているという実態からしても、やはり今緊急に対策をとるべき時期ではないかなと思っております。私も当初、補正予算案に出てくるのかなと思って、非常に期待していた向きもあったんですけれども、大変残念ながら県の、国の動向を見てということですから。ただ、やはり今各灯油購入する場合、自宅に配達すると非常に高くなるんですね、実際は。ですから、ある程度やはり消費者のグループとか婦人会とかそういう組織をもって、共同購入を進めるというのも一つの手段ではないかなと思っております。

そういうものと、あと具体的にいろいろな対応はありますけれども、この具体的な実態を調査して、なるべく早く補正を組んで、実施していただきたいと願うところでありますけれども、さらに国や県に対しても、この市民の実態を強く訴えていただきまして、やはり国県の補助も受けられるような体制づくりをお願いしたいと思いますけれども、これらについても見解を伺いたいと思います。

それから、土壌分析についてはいろいろな協議会の中で進めるということでもありますので、具体的にそういう方向でぜひ土壌分析など、あるいは価格高騰に対する総合的な施策なども検討いただくようお願いしたいと思います。

それから、菜の花プロジェクトについてですけれども、実際は採算ベースには合わないということ、大体どこの自治体でもある程度わかっているんですね。しかし、今荒廃農地がふえている中でその対策としても、あるいは行政としてやはりそういう部分的なものの対応については、やはり採算ベースにのらなくてもいろんな補助金を活用して、例えば水田対策協議会で転作奨励交付金、そういうものも活用して具体的に進める必要があると思います。

今、寒河江川の土地改良区の中でも実験的に菜種栽培をやっています。しかし、その実態として、やはり田んぼを耕したり、種代、あるいは播種するにいろんな経費を自分たちが負担して今進めていますけれども、実際のそれも実験するにも金がかかる時代です。ですから、このソフト事業ね、バイオマス利活用のソフト面で対策をとるための一つの事業がありますので、ぜひこういうものを活用して具体的に策定の方向に進んでいってほしいと思います。

やはり、栽培の実態というか、市あたりも具体的に内容がわかっていないようで、一部さくらんぼの開花時期が一緒になって、ミツバチが飛ばなくて実が結ばなかったという、そういうたとえの話もありますけれども、そこらを十分に土地改良区あたりも考えて、具体的に播種期をずらしたり、いろんな対策を講じる計画を持っています。

ですから、そこらの部分を評価してもらって、行政がやはり主導して進めていってほしいと思いますけれども、さっきの話だと推進する側ということでありましたけれども、あるいは後にさくらんぼ等の問題がかかわってくるというように非常に言っていますけれども、別な面でやはりマイナス面をプラスに変えるような施策を展開して、各機関と協議した上で進めていただきたいと思っておりますけれども、具体的にこの地域バイオマスの利活用推進交付金、これを来年度の一つの予算化するようにお願いしたいと思いますけれども、これについて御見解を伺いたいと思っております。

あと、大変農業委員会の会長さんにはいろいろ誠実に答弁いただきまして、本当にありがとうございました。具体的に私も農地パトロールして具体的な内容をつかんでおりますけれども、なかなか思うように進んでいないのが実態です。ただ、天童とか村山市ではいろんな荒廃地対策に対して、市と協働で協議しながら交付金を出したり、そして具体的に取り組んでいる事例も見られます。ですから、これ農業委員会独自でやれというのではなくて、やはり農業委員会あたりが実態を訴えて、市あたりとの協議の中で具体的に進めていただきたいと思っております。

また、この荒廃地対策の計画書ですけれども、いろんな混乱を生じるのではないかとあって、非常に農家自身は心配なんですね。特に白岩地域は山間地を抱えているものですから、今転作でカウントになっている部分が全部山地になんか変更されると非常に打撃が大きくて、転作の方向を定められなくなる状況もありますので、ここらの対応をやはり実態を見て進めていただきたいと思っております。

では、2問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

今のあらゆる面で問題になるのは、やはり温暖化、これだろうと思っております。これは農業だけの問題ではなくて、大きな問題だろうと思っております。あらゆる面で、このいろいろな面で今までと違ったような影響が出てきているということ。それから、この世界的な原油の高騰化と。これはまず困ったものだなとこう思っております。先ほども申しあげましたように、若干上げ幅といいますが、上昇というのは少しはとまったようでございますけれども、まだまだ以前と比べると高い価格にとどまっておる状況にあるわけでございますので、これがあらゆる産業の面で、あるいは生活の面に影響するわけでございますので、苦慮している状況にあるわけでございます。

ですから、何もしないというわけではございませんでして、先ほど申しあげましたように市独自でできる分野、それから国県の動向を見ながら対応しなくてはならない分野というのはあるわけでございますから、すべてが市でできるというものではございませんでして、あるいはするに際しましては、農業の分野、商工業の分野、あるいは一般市民とのかかわりと、こういう考慮すべき点が多々あるわけでございますので、何でもかんでもできるというものではございません。

そういう中で、低所得者の問題でございますけれども早く補正予算とこういうことでございますし、あるいは市民の中で共同購入と、こういう措置などもとってはどうかと、こういうことでございますが、共同購入の分野につきましては、これまでも内部におきまして話し合いになったことがございましたけれども、やはり実際にやるとなると、隣の方とあるいはお互いでやるかということになりますといろいろな問題がございます。大変難しいのかなということになって、市としましてこれを積極的に推進する方向にリードするというようなことには至らなかったと、こういう現状でございますけれども、なお検討させていただきます。

それから、土壌分析でございますけれども、これは先ほども答弁申しあげましたように、支援すると。土壌分析につきましては、以前に分析した、十何年前かしたというような経過があるようでございますけれども、その後いろいろ肥料を投入して、土壌が大分弱っておりますか、偏ってきているのではないかなとこういうようなことでございますので、この辺で分析しなくてはならないと、このように思います。

化学肥料のみならず、それを余りに投入したことによりまして、土壌が荒れてきているといいますが、偏ってきているとこういう状況にあるかと思えます。現在は有機肥料を使うという時代に入ってきておりますので、それこれを考えますと、土壌分析していかなる肥料を効果的に施肥するかというようなことが必要な時代だろうと、このように思っております。

そういう意味で、先ほど支援してまいろうと、こういうことを申しあげたところでございます。

それから、菜の花でございますけれども、菜の花につきましては支援しないなどとは言っておりません。最後に支援しますと、こう言っておりますから、聞いてください。ただ、議員もおっしゃるように、播種の時期なども考えないと、やはりうまくないのじゃないかなとこう思ひまして、ことしあたりも御承知のように、さくらんぼに対するところの影響というのがあるようでございます。桜とさくらんぼと一緒に開花した。こういう暖かい気候になったものでございますから一緒に咲いたので、ハチが桜の方に飛んでいったと。ましてや今度、菜の花を植えますと菜の花に飛ぶのでないかと、こういう危惧があるわけでございますので、この辺はやはり生産者、実際にやっている方々の御意見というものをやはり聞かないと、ただ、私も花のまち寒河江を育てておるわけでございますから、花はもっともっと植えたいわけでございます。

ですから、これまでも申しあげましたように陵東中学校の西の方に、最初この花の里なんてつくったのが、もう20年以上前になるわけでございますから、ですから菜の花に対しての郷愁といいますが、そういうものは持っておりますけれども、やっぱりどこここに植えてもいいというものじゃございません。やはり生産者のことも考慮に入れないと、ですから、場所を選んだり、あるいは播種、種まきの時期を選んだり、こういうことを見てもないと、すぐ菜の花プロジェクト、菜の花どんとんとこういうことにいきますと、かえって生産者から拒絶反応あるいはかえってさくらんぼ等々に影響を与えるようなことになってはこれは困るなど、このように思っておりますので、先ほども答弁申しあげましたように、その取り組みをいろいろ生産団体と研究を行いながら支援をしてまいりたいと、こういう答弁を申しあげたところでございますので、よろしく願い申しあげます。

また、推進交付金の利活用というようなこともございましたけれども、利用できる場所の補助金等々があれば、あるいは交付金等があるならばそれは受け入れて、あるいは農家のプラスのためにもなるようにしてまいりたいと、このように思います。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 灯油購入については、いろいろ協議するところがあると思うんですけれども、実際共同購入を進める上で、一つは考えられるのは、今福祉関係で配食サービスなんかをやっていますね。そういうルートを使ってある程度格安な灯油を届けるといのは、一つの方策もあるのかなと思って今考えているところなんですけれども、その辺も含めて今後やはり配達ルートなども確保すれば、ある程度安い灯油価格が低所得世帯に配布になるわけですから、その辺の検討なども含めてお願いをししておきます。その辺について、見解がありましたらよろしく願いしたいと思っております。

あと、土壌分析については、市長も大変理解をしていただきまして、大変私も感激しているところでございます。

あと、やはり菜の花をある程度循環するような対策ですけれども、やはり小坂町に視察に行ったときに感激したのは、市の職員が独自でこの菜の花プロジェクトを立ち上げて頑張っている姿、私廃食油なんかも自分たちで製作をして、機械を使って、1リットル当たり燃料費が50円で済んでいるというような実態もあります。ですから、そういういいところの実態をもう少し担当課あたりも勉強していただきまして、その方向に頑張ってもらいたいと思っております。

以上で終わります。

那須 稔議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号15番、16番について、17番那須 稔議員。

〔 17 番 那須 稔議員 登壇 〕

那須 稔議員 私は、所属している政党公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

このたびの一般質問の冒頭で、佐藤市長の今期限りでの勇退の表明がございました。24年間にわたって市民のために尽力されてこられたことに対しまして、最大の感謝と敬意を表するところであります。本当に、長い間ありがとうございました。

通告番号15番、がん対策推進計画を受けての取り組みについてお伺いいたします。

かつての日本人の死亡率のトップは肺結核でありましたが、ストレプトマイシンなどの抗生物質の開発で、結核による死亡率が大幅に減少してきました。その後、脳血管疾患が死因のトップになり、1981年以降、脳血管疾患からがんにとってかわり、死亡原因の第1位を独占し続けてきております。

がんの死亡推移を見ると、1960年には全死亡者の13%であったがんの死亡率が、1998年ころから30%を占めるようになり、現在では3人に1人ががんで死亡する時代になってきました。三大死因のうち、心疾患、脳血管疾患を大きく上回るがんは、まさに国民病だとも言われております。

国では、1984年から対がん10カ年戦略、1994年にがん克服新10カ年戦略、さらに2004年から第3次対がん10カ年総合戦略に乗り出し、早期発見、診断、治療方法の開発に目覚ましい進歩を遂げてきました。しかし、2015年には2人に1人ががんで亡くなると予想されるなど、罹患率や死亡率が上昇し続けていくことを見ると、がん対策が十分な成果を上げていないのではないかととも言われておりました。

そんな中、2006年にがん対策基本法が制定されました。この法律の中では、がん対策の方向性を示した基本理念や、がん対策の基本的施策も盛り込んでいます。この基本的施策を具体的、計画的に推進するため、都道府県にがん対策推進計画の策定を義務づけています。

基本的施策は、がん予防、早期発見の推進、がん医療の地域間、病院間の格差是正の促進、がん研究の推進の3本柱で構成されています。具体的な施策としては、がん医療の弱点とされる緩和ケアや、放射線腫瘍医などの専門医の育成、がん登録制度の実施などを挙げています。

そして、本県においてもがんは死因の第1位であり、現在では年間3,800人以上の県民が亡くなっており、新たになんと診断される人も年々増加傾向にあります。

こうした状況から、平成20年3月に、がん対策基本法を受け、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、山形県がん対策推進計画を策定するに至っております。具体的な施策としては、がん対策として重点的に取り組むべき課題として、たばこ対策、がん患者への相談支援及び情報提供の充実強化など、6項目を定めるとともに、今後10年間の全体目標として、がんによる死亡者の減少を定め、さらに分野ごとの5年間の個別目標を掲げ、がん対策の基本的な考えを示しております。

本市の統計を見ると、昭和62年から平成18年までの間で、昭和63年と平成10年の2年を除いて、ほかの年は死亡率の第1位ががんとなっています。また、死亡者全体に対する割合も平成18年で約28%を占めており、第2位の心疾患や脳血管疾患に比べて約13%の差が出ております。

これらを踏まえて、何点か質問させていただきます。

1 番目として、がんの予防に対する取り組みについてお伺いいたします。

がんの原因は、喫煙、食生活、運動等の生活習慣など、さまざまなものがありますが、がんの予防対策については、特に発がんリスクの低減を図るためのたばこ対策の充実や、食生活、運動などについての生活習慣の改善などを進めることが重要だと言われております。がんの予防対策については、市民や行政、関係機関、団体等が一体となって、市民総参加による健康づくりを進めることが望まれることだと思っております。

そこで、お伺いいたします。

一つには、本市として健康さがえ21においても生活習慣病の予防について取り組んでおりますが、具体的にがん予防に対する取り組みについてお聞きします。二つには、健康さがえ21を平成15年に策定しましたが、今回県のがん対策推進計画が策定されたことによって、健康さがえ21の今後の計画に変更が生じないのか。変更しなければならない場合、どのように取り組まれる考えなのかお聞きします。三つ目には、市民に対して、がん予防についての普及啓発を推進し、1人でも多くの市民を恐ろしいがんという病にかからないようにするためのがん予防の周知などについて、どのように取り組まれるのかお聞きします。

2 番目として、がんの早期発見のための検診の取り組みについてお伺いいたします。

がんにかかりやすい年齢層において、がん検診を定期的を受診することは、早期発見、早期治療につながり、がんによる死亡率を低下させる効果があるのではないかと思います。そのためには、がん検診の受診について、効果的に普及啓発を図り、多くの市民ががん検診を受診するための市民への働きかけなどの取り組みが望まれるところだと思っております。

そこでお伺いいたします。

一つには、本市におけるがん検診の受診者数の推移はどうなっているのかお聞きします。二つには、がん検診についての重要性や受診状況について、多くの市民に広報などによって啓発や、情報提供することが必要だと思っております。本市におけるがん検診の市民への啓発についてどのように取り組まれているのか。また、受診者数を増加するために、今後どのような取り組みを考えているのかお聞きします。三つ目には、市民の中には休日検診を望む声があります。休日検診を行うことによって、受診の機会がふえることとなります。

また、未受診者に対する啓発や、受診を勧めることによって、未受診者をなくすことにつながっていくのだと思っております。このように未受診者をなくすことに重点を置いたがん検診が望まれるのではないかと思います。がん検診の休日検診の取り組みについて、いかがなものかお聞きします。

3 番目として、がん知識の普及と情報提供のためのがん手帳の発行についてお伺いいたします。

がんは、今や身近な病気であるにもかかわらず、がんそのものについての理解が進んでいないのが現状であると言われております。例えば、放射線を浴びる放射線療法は体に悪いとか、モルヒネを使うと中毒になるなどと思い込んでいる方も少なくないとのこと。ただ、実際はがん治療には、手術、化学療法、放射線療法の三つがあり、進行度に応じて組み合わせることによって、効果的な治療ができるし、モルヒネなども適切に使って痛みを取った患者の方が、より長く治療を受けられるなどの効果があるとのこと。そのような誤ったがんに対する知識があることも事実であります。正しいがんについての知識が掲載されたがん手帳などを持つことによって、手帳に明記されたがんについての正しい知識を普及させることができます。

また、患者にとっては、痛みや副作用、治療経過などを書きとどめておくことで、自己管理に役立つ

てもらい、医師の診察や薬剤師の服薬指導を受ける際にも、みずからの状態をきめ細かく伝えることができるようになるなどの利点もあるとのこと。そして、がん手帳を通じて患者の情報を病院や診療所など、複数の医療機関で共有できるようになることから、互いに連携して地域全体で緩和医療を進めることにつながっていきます。緩和医療は、終末期に体の痛みを取り除けばよいというのではなく、その人らしい生活を支えることが大切であり、がん手帳がそのきっかけになればと思います。

そこでお伺いいたします。

このように、正しいがん知識の普及と病院や診療所など複数の医療機関での情報共有のための（仮称）がん手帳の発行について、いかがなものかお伺いいたします。

4番目として、がん対策推進条例の制定についてお伺いいたします。

がんという疾病は、本市において年間に亡くなる方の約3人に1人の割合を占め、死亡の最大の原因となっております。このがんという恐ろしい病は、市民の生命や健康にとって大きな問題となっている現状だと思います。そのような状況の中で、がんの予防に取り組むとともに、がん検診による早期発見を推し進め、がん対策を総合的に推進することが望まれることだと思います。このように患者や医療機関、そして学校教育などの機関を含めた予防会議や実施計画などの条例化を制定する必要があるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

仮称ではありますが、がん対策推進条例の制定について、いかがなものかお伺いいたします。

5番目として、市立病院における緩和ケアの取り組みについてお伺いいたします。

緩和ケアについては、これまでのようにがん患者の痛み、苦しみを和らげる緩和ケアを末期がんの患者の医療としてだけ行うのではなく、がんと診断されたそのときから、その人らしい生き方が最後までできるよう、必要に応じて治療と並行して早い段階から緩和ケアを行うことによって、がん患者や家族への心理面で負担を少なくすることができるなど、患者の生活の質の維持向上を図ることががん対策推進計画に明記されました。そのように緩和ケアの整備などによって、がんの治療は身近なものとなることが望まれていると思います。

そこで、お伺いいたします。

一つには、市立病院におけるがん患者に対する緩和ケアの提供体制の整備についてはどのように取り組んでおられるのか。また、これからどのように取り組んでいくのか考えをお聞きします。二つには、がん治療に携わる医師や看護師を対象として、緩和ケアの基本的な知識を習得することについて、どのように取り組んでおられるのか。また、これからどのように取り組んでいくのか考えをお聞きします。

次に、通告番号16番、妊産婦健康診査の取り組みについてお伺いいたします。

初めに、1番目として、妊産婦健康診査時におけるヒトT細胞白血病ウイルス 型の抗体検査の導入についてお伺いいたします。

ヒトT細胞白血病ウイルス 型については、九州、沖縄、東北、北海道に多いとされています。1985年にヒトT細胞白血病ウイルス 型に対する抗体が測定できるようになり、感染が確認できるようになりました。1990年の調査では、感染によるキャリアは全国で120万人と推定されています。発病年齢の平均は55歳から60歳ぐらいで、年間に約1,000人が亡くなっています。

また、ヒトT細胞白血病ウイルス 型関連脊髄症については、ウイルスによって脊髄が傷つけられて、麻痺が起こる病気と考えられています。この病は、自覚症状の第1段階は徐々に進行する歩行障

害で、歩行障害が進行すると両手づえ、車いすが必要になり、重症例では両下肢の完全麻痺、軀体の筋力低下による座位障害で寝たきりになるなどの症状があらわれるとのこと。ヒトT細胞白血病ウイルス 型の感染経路は輸血によるもの、また母子感染などによるものなどが考えられます。

このうち輸血による感染は、今から20年前の1986年11月から行われている輸血時の抗体検査でほぼ100%阻止できるようになりました。しかし、それ以前に輸血を受けた人は、感染している可能性が残されています。母子感染については、主に母乳による感染とされています。母乳は6カ月以上与えた場合は、感染率は20%、短期間の授乳で5%、人工ミルクのみの場合は3%の感染率とされています。

このウイルスがなぜ全国的に知られていないのか、幾つかの要因が挙げられていますが、一つには、患者が九州、沖縄に偏在していたため、長い間一種の風土病と考えられていたため、二つ目には、感染しても発病は5%と低いことなどが考えられます。しかし、このウイルスは九州、沖縄の人だけが感染するわけではなく、現在では全国に患者が広がっています。鹿児島や宮城県では県や市が率先してウイルスの撲滅のためさまざまな施策を行っています。交通機関の発達、発展によって人的交流は容易になっていることを考えると、各地における感染防止対策は急がなければなりません。

この病気の恐ろしいところは、潜伏期間が長いことです。みずからキャリアであることを知らず子供を産み育て、数年後に自身発病し、初めて子供に感染させてしまったことを知らされるお母さんの苦悩は言葉では言いあらわせません。もし、妊娠中に感染していることがわかれば、母乳を与える期間を短くして、子供への感染を防げるかもしれません。このようなことが起きないようにするためには、本市においても母子感染を防ぐために、妊婦健康診査時にヒトT細胞白血病ウイルス 型の抗体検査を実施すべきだと考えます。

そこでお伺いいたします。

一つには、本市におけるヒトT細胞白血病ウイルス 型のウイルス感染者の実態はどうなっているのかをお聞きします。二つ目には、市民への周知徹底を図ることが望まれると思いますが、市民への周知の取り組みについてどのように考えるのかお聞きします。三つ目には、本市での妊婦健康診査時のヒトT細胞白血病ウイルス 型抗体検査の導入について、いかがなものか御所見をお伺いいたします。

次に、2番目に産前産後歯科健康診査の導入についてお伺いいたします。

ここ近年、歯科疾患の中でも特に歯周病は全体の健康との関連が注目され、さまざまな病気が歯周病の影響を受けていることが明らかになってきています。歯周病菌がつくる毒素や、炎症を引き起こす物質は、歯周病の病巣から血液中に入り、糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病などと大きく関係していることが報告されています。

本市においても、健康さがえ21の重点施策の中で、生活習慣病等対策について歯周病に着目し、歯周病検診の環境整備に取り組んでおられます。これから一層の促進が求められます。最近では、歯周病の影響は生活習慣病にとどまらず、妊婦が歯周病にかかっている場合、早産や低体重児出産のリスクを高めるとの報告がされています。女性と歯周病との関係は、女性ホルモンのバランスが変化するとき、歯周組織や口腔粘膜に特有の病状があらわれると言われており、加えて妊娠中はつわりの影響で食生活が乱れ、口腔ケアが行き届きにくくなり、歯周病にかかりやすくなるということです。

歯周病菌に感染すると、炎症を引き起こすサイトカインという物質が過剰に出され、歯の組織に炎症が起こることが知られています。しかも妊婦の場合、サイトカイン濃度の上昇は、炎症以外に出産

開始の合図とみなされるため、体が出産準備ができた合図と判断してしまい、早産につながると言われています。

日本における疫学調査では、歯周病の妊婦はそうでない妊婦に比べて約5倍も早産になりやすいとの報告がされております。このことに着目すれば、妊婦の歯周病の早期発見、早期治療は母子ともに健康の上から欠かせないものと思います。

そこでお伺いいたします。

一つには、本市での妊産婦への歯の健康のための指導などについて、どのように取り組んでおられるのかお聞きします。二つ目には、産前産後の歯科健康診査の取り組みについて、歯の健康を守るためにも産前産後における歯科健康診査の導入について、いかがなものか御所見をお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

まず、がん対策推進計画、県でつくっておるわけでございますけれども、それを受けての取り組みについてでございます。

がんは、我が国において、死因の1位を占めて、平成18年の人口動態統計では約33万人が死亡しておりまして、3人に1人ががんで死亡している時代になっております。御指摘のとおりでございます。がん対策は国民の生命及び健康にとって重大な課題となっており、国において、御指摘のように平成19年4月にがん対策基本法を施行しまして、同年6月にがん対策推進基本計画を策定しておるところでございます。

また、県におきましても20年3月、ことしの3月に山形県がん対策推進計画を策定したのは御指摘のとおりでございます。がんの発症の原因は喫煙、それから食生活、そして運動の生活習慣など、さまざまなものがありますが、がんの予防対策につきましては、喫煙や食生活、運動などに関するところの生活習慣の改善などを進めることが重要であります。

本市では、これまで市民を対象にした健康づくり教室や、老人クラブやふれあいサロンでの健康講座や、乳幼児健診時の健康教室、それから健康づくりのための運動栄養講座、そして禁煙相談や健康相談などを実施してきたところであります。がんの予防対策につきましては、こうした講座や教室の開催の機会をとらえまして、市民に周知を図ってきております。

19年度の受診者数は、胃がんは4,489人、肺がんは5,427人、大腸がんは5,269人、子宮がんは2,604人、乳がんは674人となっております。

がん検診の市民への啓発の取り組みについては、毎年度初めに市報に年間の健康診査日程表を載せておりまして、それに加えて実施月にあわせて毎月20日号に健康診査、がん検診の内容、日程等について掲載しております。そのほかホームページにも掲載いたしまして、がん検診の受診向上に努めております。

今後においては、がん検診制度やその重要性についてパンフレットなどを活用し、がんについての正しい知識を普及させ、受診率を高めていきたいと考えております。さらに、未受診者に対するところの普及啓発や、受診勧奨についても実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、就労している方を対象に休日検診してはということもありましたが、本市では、がん検診を山形県成人病検査センターに委託していますが、センターでは現在のところ休日検診は実施していな

いところであります。休日検診となりますと、医師や職員の確保などセンターでの受け入れ体制の整備が必要となりますし、またある程度的人数がまとまらないと実施は難しいと思われれます。

就労している方は、労働安全衛生法に基づくところの職場内での検診を受診されている方もいることから、センターでの休日検診を希望する方がどのくらいいるか把握する必要がありますので、休日検診については今後の課題とさせていただきます。

それから、がん手帳。このことについて、まず発行についてでございますが、県では山形県がん対策推進計画に基づき、患者が住みなれた自宅や福祉施設での療養を選択できる環境を整備するため、西村山地域をモデル地区に設定し、ことしの6月26日にがん患者在宅療養支援連携推進会議を開催しております。その中で、複数の医療機関で患者の情報を共有する地域連携クリティカルパスの導入や、関係者向けの在宅療養支援の手引きの作成などを進めることになっております。この連携パスは、議員がおっしゃるところのがん手帳と似た機能を持つものと思っておりますので、当面はその連携パスの導入効果を見守っていきたいと思っております。

次に、がん対策推進条例の制定についてでございますが、県のがん対策推進計画では、がん対策を実効あるものとして、総合的かつ計画的に推進していくためには、行政や医療機関を初め関係機関、団体等が一体となって取り組んでいく必要があるとして、市町村の役割についても明記しております。また、平成22年度までの健康さがえ21の中では、がんについての目標、施策を見直ししようとしておりますし、23年度からの新たな計画には、がん対策の総合的な方策を盛り込んでいきたいと考えております。こうしたことから、条例制定については考えていないところでございます。

それから、ちょっと前に戻りますけれども、健康さがえのことでございますが、健康さがえは22年までの計画になっておりまして、残り2年となっておりますので、その見直しの必要な部分の有無など、それから見直しの箇所についての検討には早急に取り組みたいと、このように思っております。

次に、市立病院におけるところのケアの取り組みについてでございます。市立病院におけるところの、がん患者に対する緩和ケアの取り組みについてでございます。

市立病院では入院患者に対し、がん性疼痛などの症状に応じたところの療養環境の整備や、精神的なケアができるように個室対応や家族をも含めた対応を行っております。ケアを必要とする入院患者数は1日3人から4人で、できる限り患者の希望を取り入れながら、医師、看護師、それから薬剤師と情報交換を行い、チーム連携を図りながら個別적にかかわっております。

また、外来患者に対しましては、外科で1週間に約3人に対応しております。できるだけ待ち時間を少なくするため、事前に在宅での状況を把握して診療に生かすなど、患者負担の軽減を図っております。今後とも、入院、外来を問わず患者の立場に立った緩和ケアに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、緩和ケアの知識習得でございますけれども、市立病院では緩和ケアやがん関連の知識と技術の研さんを図るため、県内外で開催される学会や研修会、学習会に積極的に参加して知識を習得し、臨床現場に生かしております。

今年度は、山形県看護協会が主催するところのがん看護研修会に看護師4名の参加を予定しております。

それから、臨床現場は年々高齢化と疾病構造が複雑化しまして、より専門性の高いところの看護師の育成などが求められており、各専門分野における熟練した看護技術と知識を習得する必要がござい

ます。今後とも、いろいろな機会をとらえ研修会や学習会へ参加し、知識の習得、技術の向上に努め、緩和ケアへの対応に取り組んでまいります。

次に、妊産婦の健康診査時におけるところのヒトT細胞白血病ウイルス 型の抗体検査導入についてでございます。

まず、本市における感染者の実態についてであります。県においてもヒトT細胞白血病としての分類はしておらず、感染者の実数は把握されていないのが現状で、当然市内の感染者数もわかっておりません。

また、こういった病気の市民への周知の取り組みについてでございますが、各医療機関においてA T L抗体検査を含め、エイズウイルス検査、C型肝炎検査、子宮がん検査など種々実施されておりますので、母子健康手帳発行時において、妊婦に対する検査情報の提供について、これまで同様実施してまいります。

それから、健康診査時におけるところの検査は、委託検診の受診項目には入っておりません。したがって、本市では実施しておりませんし、近隣市町村においても行われていないのが現状でございます。各医療機関において、種々の検査が行われていることから、市の事業としての導入は考えていないところでございます。

それから健康指導、妊産婦への歯の健康指導についてでございますが、母子健康手帳を交付する際、保健指導の一環として、妊娠中における歯や口の清掃法、それから歯科健康診査の励行も含めまして、個別的に保健師が指導を行っており、両親学級や育児教室等においても指導を実施しております。

次に、産前産後におけるところの歯科健康診査の導入についてでございます。

現在、市では1歳6カ月児の健診、それから3歳児健診、それから学校健診、40歳からの歯周病検診など、子供と高齢の方々など必要性の高い年齢層を対象に歯科健診を実施しておりますが、妊産婦については行っていないのが現状でございます。

歯の健康づくりは、妊産婦にかかわらず、生涯を通じて大切なことでございますし、近年歯に対するところの関心が非常に高くなってきており、定期的に医療機関において、健診を実施しておられる方も多くおります。しかしながら、かかりつけ医による健診管理はもちろんですが、毎日の歯磨きとセルフチェックが歯の健康を保つ基本と言われております。産前産後の歯の健康につきましても、歯磨き、ブラッシングの効果が大きく、健診の導入というよりも、むしろこれらの効果について周知を図り、妊産婦の歯周病予防に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 2問目に入りますけれども、私の質問と提案といいますが、そういうものに対しまして真摯に受けとめていただきまして、大変にありがとうございました。

それで、まず最初でありますけれども、市長の方からもこの健康さがえ21についての見直しの件の質問で、回答がありました。

そしてこれは、県の今回のがんの対策の推進計画というような中でも、全体的には6章になっておりまして、その中でがんの予防、そしてまたがんの検診、また早期発見をして早期治療をするということで、それぞれ目標値を掲げながら取り組んでいると。特に予防とその検診、予防につきましても、具体的に先ほど市長からもありましたけれども、たばこ対策とかあるいは生活習慣病のための健康づくりということなども前面に出しながら、具体的な数字を目標値を挙げながら取り組んでいるという

ことのがんの計画でございました。

それで、本市の場合を見てみますと、先ほども市長からあったように、3人に1人が亡くなっているという状況にあります。それで、本市の場合は平成18年度の場合は453名の方が亡くなっておりまして、そのうち126名のがんで亡くなっております。この内訳を見ますと、肺がんと胃がん、すい臓がん、大腸がん、肝臓がん、このあたりが非常にパーセントが高く占めているという状況にあるわけです。ということは、先ほど来言われておりますけれども、食生活、生活習慣病ということが大きく、これ一つのがんを撲滅するに当たりまして、取り組んでいく大きな方向性にあるのではないかと、このように思うところです。

それで、今回山形県におきましても、県の方にも夢未来健康づくりというような計画が平成18年に制定されまして、22年までということに進んでおりました。そして、県の方でも今回のがん対策基本計画に沿って、今回見直しをされておりました。特にがんのほかにも、そのがんになる大きな要因の中にメタボ関係もあるということで、メタボ対策など含めながらその夢未来健康づくりが見直されているということもあるわけでございます。寒河江市におきましても、先ほどの市長の答弁の内容ですと22年までの計画、見直すという答弁がございました。

それで今後の進め方ですけれども、22年ということは、もう2年というような年月といえますが、短い期間であります。それで県の方でも今回22年までの夢未来健康計画づくり、これを2年間延長しまして24年までと。要するにがん計画と整合性を合わせた見直しをされているわけです。ですからこの寒河江市におきましても、これからの健康さがえ21の見直しに当たっては、その件を加味しながらそのがん計画とあわせるといえますか、その辺を加味しながら見直した方がいいのではないかと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

特に、これ健康さがえ21、平成15年に策定した際には、これは寒河江市健康づくり計画検討委員会を立ち上げて、その中で具体的に寒河江市の健康づくりというものを検討され、その中で作り上げられたというように私の記憶にありますけれども、今回の見直しに際しましてもこの辺の検討委員会を立ち上げて、見直されるのかどうかお聞きをしておきたいと思えます。

それから、がんの早期発見のための要するにがん検診の取り組みであります。

これは、がん検診の取り組みにつきましては、寒河江市の場合は要するに受診者数というような数で明記をされております。ほかの市町村の場合ですとパーセント、受診率ということでパーセントで出している市町村もあるんですけれども、寒河江の場合は数ということで明示をされておりますけれども、私はこれからの受診者数の動向ということを見るのであれば、これパーセントできちっと出した方がいいのかなと思いますけれども、その辺の考え方、どうなのかお聞きをしたいと思います。

それからこれ、一次検診で二次検診を要するというのを言われた場合、これは一次検診の中で例えば胃がんとかあるいは大腸がんとか、あるいは子宮がん、乳がん等々で二次検診をしなければならないということにこの受診の結果、精密検査を要するということに手紙をもらう方もおられるわけです。

その辺の実態といえますか、どのくらいの数があるのか。実際、この二次検診等々につきましては、その御案内状をもらって、本人が行くだけでは、要するに検診を受けるわけでありましてけれども、その辺の追跡調査をどうされているのか。要するにがんで、がん検診で二次検診にお誘いをもらったという方につきましては、非常にがんの発生確率が高い方です。ですからそれをただ二次検診だけで放っておいていいのかどうか。要するに、受診された場合、受診しなかった場合のその辺のところに対

して、受診しなかった方に対する再度の受診依頼などについて、どういうふうを考えるのかお聞きをしたいと思います。

それから、日曜日の休日の検診につきましては、今後の課題だという話がありました。そして、これはぜひ実施をお願いしたいわけでありませけれども、特に農家の方々とか、あるいは商店主の方々と日曜日の検診を望む声がございます。そして、特にこれ企業の方につきましては先ほど来市長からありますけれども、要するに企業の方は日曜日でなくとも、その辺は検診を受けられる体制になっているかと思いますが、その辺どのような状況下にあるのか。要するに毎年町会長を通じて、それぞれ市民の方に健康診査の申し込みをしているわけでありませけれども、その際にこの休日検診の実施についてアンケート調査を、私はしてはいかがなものかとこのように思いますけれども、その辺の考え方、お聞きをしたいと思います。

それから、がん手帳につきましては、要するに今モデルとして寒河江西村山が、県のがん患者在宅療養支援推進地域ということになっておりますから、その中で連携パスという導入が今進められているということで、それを見てということでありませ、これはぜひ仮称ではありますけれども、がん手帳、非常に効果がある。これはもう既に各地で行われておりませ、愛知県の豊中市などでもこれ、がん手帳の発行をして、要するに患者、それから地域の医師といひませか医療機関から非常に喜ばれているということなどもありませるので、それについて動向を見ながら、ぜひとも導入方をお願いしたいなと、このように思うところだす。

それから、がん対策推進条例、これにつきましては要するに県サイドまでは、このがん対策推進計画を義務づけていますから、当然計画をつくりませけれども、寒河江市として、要するにがんを進める上で、やはり早期発見、早期治療、これは今までの計画の中でも得られるかと思ひませけれども、総合的に取り組むというのであれば、その象徴としての条例などを制定しながらその中で取り組んでいく。要するに教育機関とか、あるいは関係機関を含めながら取り組んでいくということが、私は望まれるのではないかなと思ひませ。

実際、福島市ではもう既にこれ条例化が進んでおりませ、今その条例のもとでがん対策推進を進めているという市などもありませるので、これぜひがん対策推進条例の制定について研究をしていただくように要望をさせていただきたいと思ひませ。

それから、次がヒトT細胞の件でありますけれども、なかなか導入が難しいのかなと思ひませ、これ実態が非常にわかっていないということもありませ、23年前に発見されてまだまだ研究の余地があるということで、なかなか実態がつかめないというものであります、もう既にこれで年間1,000人の方が亡くなっていると、120万人の方のキャリアがいるということ推定しますと、私はこれだけ交通機関が発達していますと、これは特に東北、北海道などでもこのウイルスがあるというような実態を見ますと、私はこれ妊婦健診の方に導入して取り組むべきではないかなと、このように思ひませるので、秋田県の大仙市がこれ、取り組みを始めませ。それから栃木県の大田原市なども取り組みを始めませ、全国で約40の市町村がもう既に取り組んでおりますから、その辺を見ていただいて、導入について今後研究をしていただきたいと思ひませ。

以上で第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 がんと取り組む、あるいはがんの撲滅というようなことは、まさに人類の悲願だろうと思ひませし、いかにしてがんをこの地球上からなくするかと、こういうようなことは世界的な願望

であろうと思いますし、対応しなくてはならない問題だろうと、こう思っております。それにおきまして、本市におけるところの検討委員会の立ち上げと、こういう話でございますけれども、うちの健康21の中でこれまでもやってきた経緯があるわけでございますので、それと競合しないように、あるいは前の対応と違わないような形で、この検討委員会をどうするかということをも十分考えていきたいと思っております。

それから、受診者数の把握と目標と。受診者の把握と、これにつきましては、ちょっと私も手元の数などについてわかりませんので、担当の方が資料を持っていらっしゃるかどうかが、持っていらっしゃればそちらの方から回答させていただきたいと思っております。

それから、二次検診の追跡調査をどうしているかと。これも担当の方から答弁させていただきます。

それから、休日検診につきましては、先ほど申しあげましたとおり、委託しておられるところの成人病検査センターの対応だと思っております。どのくらい受診者がいるのかということに関連するわけございまして、おらないのに成人病検査センターに負担をかけると、あるいはその分は市で負担しなくてはならないということにもなるかと思っておりますけれども、検査センターの方とこれから十分打ち合わせをさせていただきたいと、このように思っております。

それから、アンケートの実施でございますけれども、その辺のこともアンケートだけ実施して休日検診はしめんと、こういうようなこと、これは成人病センターとの関係でできませんでしたと、これでは市民に対して申しわけございませんから、十分成人病検査センターと打ち合わせした上でアンケートなり、あるいは今後の対応について話し合いたいと、このように思っております。

それから、がん手帳でございますけれども、これも先ほど申しあげましたように連携パスというのを考えておるわけでございます。患者と医療機関と十分情報というものを連携し、共有するということになるわけでございますので、この連携パスがどのような機能を持って、うまく働くかどうか、それよりも議員がおっしゃるようながん手帳というようなものがどうなのかというようなことを見なくてはならないわけでございますので、まずは連携パスを見てからと、このように思っております。

それから、条例。これについては、先ほど答弁申しあげたとおりでございます。現在のところ制定する考えはございません。ただ、研究すること、いろいろ勉強することにつきましてはやぶさかではございません。

以上でございます。残余についてはありましたならば、担当の方から申しあげます。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 受診者数でなくて受診率で表示できないかというか、わかるようにできないかというお話だったと思っておりますが、現在は市の方でやっておる健康診断については、成人病検査センターの方に委託してございまして、その受診者数については把握しておりますが、ただ職場と申しますか、企業等でやっているがん検診の人数については市の方では把握していないわけであって、対象者全体の人数はわかるんですが、寒河江市内でのがん検診を受診した方の総数というのはちょっと把握できない。そういったことで、受診率というのは出しておらないわけでありまして、よその町で出しているところもあるんですが、大ざっぱに推計しているところはあるようではございますけれども、正確な数字というのは現時点ではかなり難しいのではないかと感じるところでございます。

それから、一次検診で要精検となった場合の方で、二次検診を受けたかどうか、精検ですけれども、それを受けない人への対応ということでございまして、現在のところ精検を必要となった人で精検を受けていない人については市の方でも把握しておりますので、市でやっている検診に係る分だ

けですけれども、その方々に対しましては、これまでも再度精検を受けるようにということで通知はしております。

以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 これ二次検診の方なんですけれども、今二次検診の受診率が非常に落ちております。そして、これは2000年のときと現在を比べてみますと、約10%ほどこれ受診率が低下しているというふうな状況があります。そして、がん対策基本計画が制定されたということであるのであれば、がんとして疑わしい方、これは絶対二次検診で行ってもらおうということを、やはり市とすれば再度これ、手紙等を出しながら要請するということは、私は大事な取り組みの一つではないかなと思いますけれども、その辺何か考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

伊藤忠男議長 市長。

佐藤誠六市長 あなたは一次検診で引っかかりましたと。二次検診を受けなさいとか精密検査を受けなさいとかこう言っても、今度恐怖症にかかって、あるいは嫌だなということで二次検診に通わない、受けない方もいらっしゃるのではなからうかなと。これは自分の体ですから二次検診をなさい、精密検査をなさいというならば、進んで喜んで行かなくてはならないのではないかなと思いますけれども、どうもこれはどうした方がいいものですか。やはりこの検査結果、一次検診の結果をわかりやすく書いて、こうなりますよとか、ですから受けてくださいよと、あなたの体のためでございますから、家族のためでございますからと、こういうような依頼状といいますか督促するようなやさしい文章を書いたものを出してやるというようなことでも、何かこれ工夫しなくてはならないと、このように思います。

以上です。(終了の合図)

散 会 午後2時18分

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。